

# 第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

霧島市



## はじめに



我が国の少子化は想定を上回るペースで進行しています。厚生労働省のとりまとめによりますと、平成30年の出生数は、前年比2万7,668人減の91万8,397人で、明治32年の調査開始以来、過去最少となりました。合計特殊出生率は、前年比0.01ポイント減の1.42で、過去最低である平成17年の1.26からは回復しつつあるものの、国の目指す「希望出生率」（若い世代における、結婚、子供の数に関する希望等が叶うとした場合に想定される出生率で、目標は1.8）を下回っており、出生数、合計特殊出生率ともに3年連続の減少で、人口の減少は深刻な状況にあるといえます。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加など、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤独感が高まっているといわれており、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していくことが求められています。

国では、近年の少子化の急速な進行や子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成24年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」を平成27年4月から本格的にスタートさせました。加えて令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が実施されています。

本市におきましては、このような国の制度改正の趣旨や子ども・子育てを取り巻く環境の厳しさを踏まえ、「安心して子どもを産み、子育てができる霧島市」を基本理念とする「霧島市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、平成31年度（令和元年度）までの5年間にわたり各種施策に取り組んでまいりました。

今回、現在の厳しい少子化の状況を踏まえ、さらに充実した子育て支援環境を実現するために、前期計画における成果や子育て世帯を対象にしたニーズ調査の結果及び新たに見えた課題を考慮するとともに、国において幼児教育・保育の無償化にあわせて実施された子ども・子育て支援法に基づく基本指針等の改定のほか新・放課後子ども総合プランや児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止策などの関連施策を反映させた「第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題です。本計画の推進により、少子化対策を一層強化するとともに「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、私どもも全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様をはじめとした、関係機関、団体等のこれまで以上のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

霧島市長 中重 真一

# 目次

## 第1章 事業計画の概要

1. 計画策定の趣旨	2
(1) 子ども・子育て関連3法と国の動向	2
(2) 計画策定の根拠	3
2. 計画策定の背景	4
(1) これまでの制度の背景と主なポイント	4
(2) 本計画策定における基本指針及び児童福祉法の改正に係る留意事項	5
3. 計画の位置づけ	6
4. 計画策定の時期と計画の期間	6
5. 計画の対象	6

## 第2章 本市における子育て環境・施設の現状

1. 人口等の推移	8
(1) 人口構成の現状と動向	8
(2) 子育てを取り巻く家庭の状況	10
2. 教育・保育施設及び子ども・子育て支援の現状	11
(1) 保育所の状況	11
(2) 認定こども園の状況	11
(3) 地域型保育事業（家庭的保育事業等）の状況	12
(4) 幼稚園の状況	12
(5) 潜在的待機児童の状況	13
(6) 児童数の見込み	13
3. 本市の地域特性	14
(1) 旧市町単位の人口等の推移	14
4. 前期計画の振り返り	22
(1) 子どもの健やかな成長を支える	22
(2) 子育てを通じて親の育ちを支える	23
(3) 地域全体で子育て家庭を支える	24
5. 本計画策定に向けたニーズ調査結果	26
(1) 調査の概要	26
(2) 調査結果（小学校就学前のお子さんの保護者）	27
(3) 調査結果（小学校1～3年生のお子さんの保護者）	40
6. 本市の子ども・子育て支援に関する課題	42

## 第3章 計画の基本的な考え方について

1. 目指すべき方向	44
2. 計画策定における基本的な視点	44
3. 施策の体系	46

## 第4章 施策の展開

1. 基本的な視点に基づく具体的な取組	48
2. 本計画における数値目標（量の見込みと確保方策）	54
(1) 教育・保育提供区域の設定	54
(2) 各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容について	54
(3) 幼児期の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保内容	55
(4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	55
(5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容	63
(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	74
3. 新・放課後子ども総合プランに基づく取組	75
(1) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量	75
(2) 放課後子供教室の令和5年度までの実施計画	75
(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	75
(4) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策	75
(5) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と保健福祉部の具体的な連携に関する方策	75
(6) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	75
(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	75
(8) 各放課後児童クラブが放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	75
(9) 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	75
4. 放課後児童クラブ施設整備計画	76
(1) 施設整備に関する基本的な考え方	76
(2) 既存の公設施設の施設整備	76

## 第5章 計画の推進に向けて

1. 推進体制	78
2. 計画の進行管理	78
(1) 計画の達成状況の点検及び評価	78
(2) 計画の見直し	78

## 資料編

1. 霧島市子ども・子育て会議	80
(1) 霧島市子ども・子育て会議条例	80
(2) 霧島市子ども・子育て会議委員名簿	82
2. 本計画策定経過	83
(1) 霧島市子ども子育て会議における審議等	83
(2) 本計画（素案）へのパブリックコメント	83



## 第 1 章 事業計画の概要

1. 計画策定の趣旨
2. 計画策定の背景
3. 計画の位置づけ
4. 計画策定の時期と計画の期間
5. 計画の対象

# 第1章 事業計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

霧島市子ども・子育て支援事業計画（以下「前期計画」）は、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法に基づく法定計画として、平成27年3月に策定し、「安心して子どもを産み、子育てができる霧島市」を基本理念に掲げ、様々な子育て支援の取組を行ってきました。

このたび、平成31（令和元）年度末で前期計画が終期を迎えることから、これまで取組んできた施策の成果と課題を踏まえるとともに、令和2年4月に施行される子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改訂項目のほか、新・放課後子ども総合プランや、児童虐待防止対策・社会的養育、その他制度の施行状況や関連施策を反映させた、第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」）を策定します。

### （1）子ども・子育て関連3法と国の動向

我が国における子ども・子育ての環境については、出生率の低下に伴う少子化の対策や、都市部における保育所の待機児童の問題の解消、仕事と子育てを両立できる環境の整備などが求められています。

国は、平成24年8月に施行された「子ども・子育て関連3法<sup>※1</sup>」に基づき、質の高い幼児教育や保育を地域ニーズに応じて総合的に提供できるよう、課題に対して段階的に対応を行っています。

#### ■平成30年までの子ども・子育てに関する法律、制度等の国の動向

平成	法律・制度等	内容
27年	子ども・子育て関連3法施行 （子ども・子育て支援新制度施行）	・子ども・子育て支援事業計画の策定が明記
	保育士確保プラン	・加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保（平成27年に9万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化
	次世代育成支援対策推進法	・令和7年3月末までの時限立法に延長
28年	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることが明言 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに2%相当の改善 ・平成30年度以降も保育の確保に取り組む
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化

※1 子ども・子育て関連3法：「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

29年	子育て安心プラン	・令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
30年	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
	基本指針の改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更が明示

令和元年5月10日には、「子ども・子育て関連3法」の1つが改正され、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」として成立し、これにより国では令和元年10月から、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもたち<sup>※2</sup>の利用料が無償化されることとなりました。

■令和元年以降の子ども・子育てに関する法律、制度等の国の動向

令和	法律・制度等	内容
元年	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律	・幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料に
2年	大学等における修学の支援に関する法律	・意欲ある子どもたちの進学を支援するため、授業料・入学金の減免と、返還を要しない給付型奨学金の大幅拡充により、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を無償化する方針が決定

(2) 計画策定の根拠

平成24年8月22日法律第65号施行の「子ども・子育て支援法」第61条「市町村子ども・子育て支援事業計画」において、「市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。」と規定しています。

また、教育・保育提供区域における子ども及び保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案すべきとしています。

※2 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象



## 2. 計画策定の背景

### (1) これまでの制度の背景と主なポイント

国だけでなく、地方においても出生率の低下に伴い少子化が進んでいる中で、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、保育所等を利用したいと考えていても、希望する施設が満員であること等から、多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっており、そうした状況を前に、子どもが欲しいという希望をかなえられない人も多くなっています。

幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要となります。

これらの課題に対処し、子どもが欲しいという希望がかない、子育てをしやすい社会にしていけるためにも、国や地域を挙げて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。

加えて、都市部における待機児童の解消や人口が減少しつつある地域における教育・保育機能の維持など、地域ごとに抱える課題が異なっており、それぞれの実情に即した子育て支援の充実が求められています。

#### ■「施設型給付」と「地域型保育給付」の創設による保育の量の拡大と確保

認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である「施設型給付」が創設され、財政支援が一本化されました。

また、新たな給付である「地域型保育給付」が創設され、6人以上19人以下の子どもを保育する「小規模保育」、5人以下の子どもを保育する「家庭的保育」や子どもの居宅において保育する「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」の4つの事業が財政支援の対象となりました。

#### ■認定こども園制度の改善

「幼保連携型認定こども園」における認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、それぞれの地域における幼児教育・保育のニーズや事業者の意向に基づき、認定こども園の普及が図られました。

#### ■地域の子ども・子育て支援の充実

保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、全ての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援事業や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブなど、市町村が行う事業を「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置付け、財政支援を強化して、その拡充が図られました。

これらの取組により、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指していきます。

## (2) 本計画策定における基本指針及び児童福祉法の改正に係る留意事項

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法に基づく基本指針等の改正が行われました。改正の主な内容は以下のとおりです。

### ① 「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う改正

○放課後こども総合プランの実施にあたって、「新・放課後子ども総合プラン」に定める「市町村行動計画等に盛り込むべき内容」に基づき、放課後子供教室との一体型の推進や学校施設の徹底的な活用を図ること。

○目標事業量の設定にあたって、5歳児のうち、2号認定を受ける者や幼稚園における預かり保育の定期利用者等も含めてニーズを幅広く想定するとともに、「新・放課後子ども総合プラン」において、女性就業率が80%程度となることを想定した整備を行うこととしており、地域における女性就業率の動向をも配慮すること。

### ② 児童福祉法改正等による児童虐待防止対策の見直しに伴う改正

○児童虐待防止策について

子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること。児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、市町村子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所と市町村の情報共有の推進や一時保護所の体制の充実等を図ること。

### ③ その他の制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための改正

○幼児教育・保育の質の向上のための専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

○幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応

保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、適切に量を見込むこと。

○外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うこと。

### ④ 幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う改正

○子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

### 3. 計画の位置づけ

#### ①子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

#### ②「第二次霧島市総合計画」との関係

本計画は、本市のまちづくりの指針となる「第二次霧島市総合計画」を上位計画とし、本市の子ども・子育てに関する具体的な行動計画として策定します。

#### ③「次世代育成支援対策後期行動計画」との関係

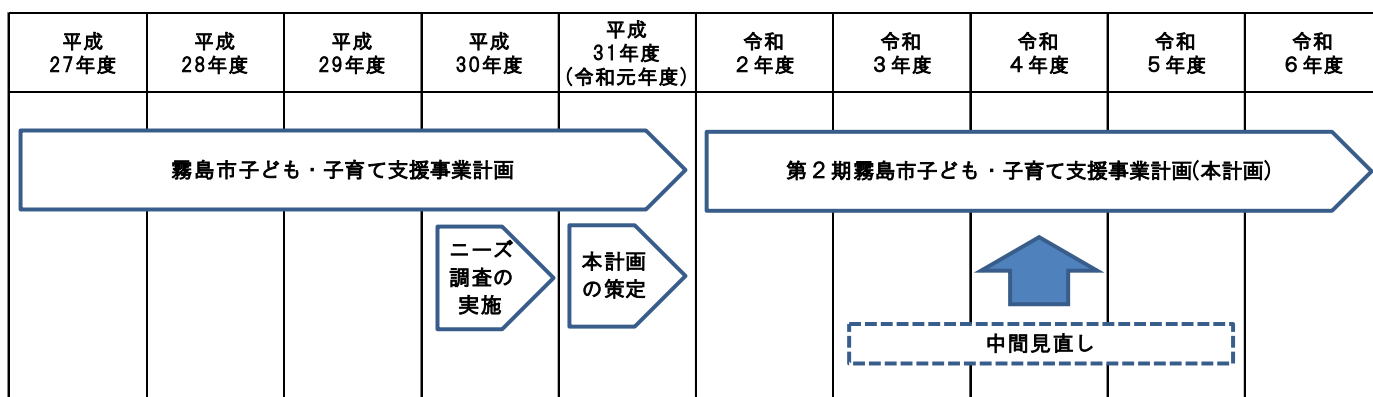
「きりしますくすく子どもプラン（霧島市次世代育成支援対策後期行動計画）」については、平成26年度末で計画期間が終了し、前期計画を「きりしますくすく子どもプラン」から引き継ぐべき事項を付加した計画として位置づけており、本計画も前期計画と同様の位置づけとします。

#### ④関連計画との関係

本計画は、「健康きりしま21（第3次）」、「第2次霧島市障がい者計画・第5期障害福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」、「第二次霧島市教育振興基本計画」など、関連する各分野の計画との整合、連携を図りながら推進します。

### 4. 計画策定の時期と計画の期間

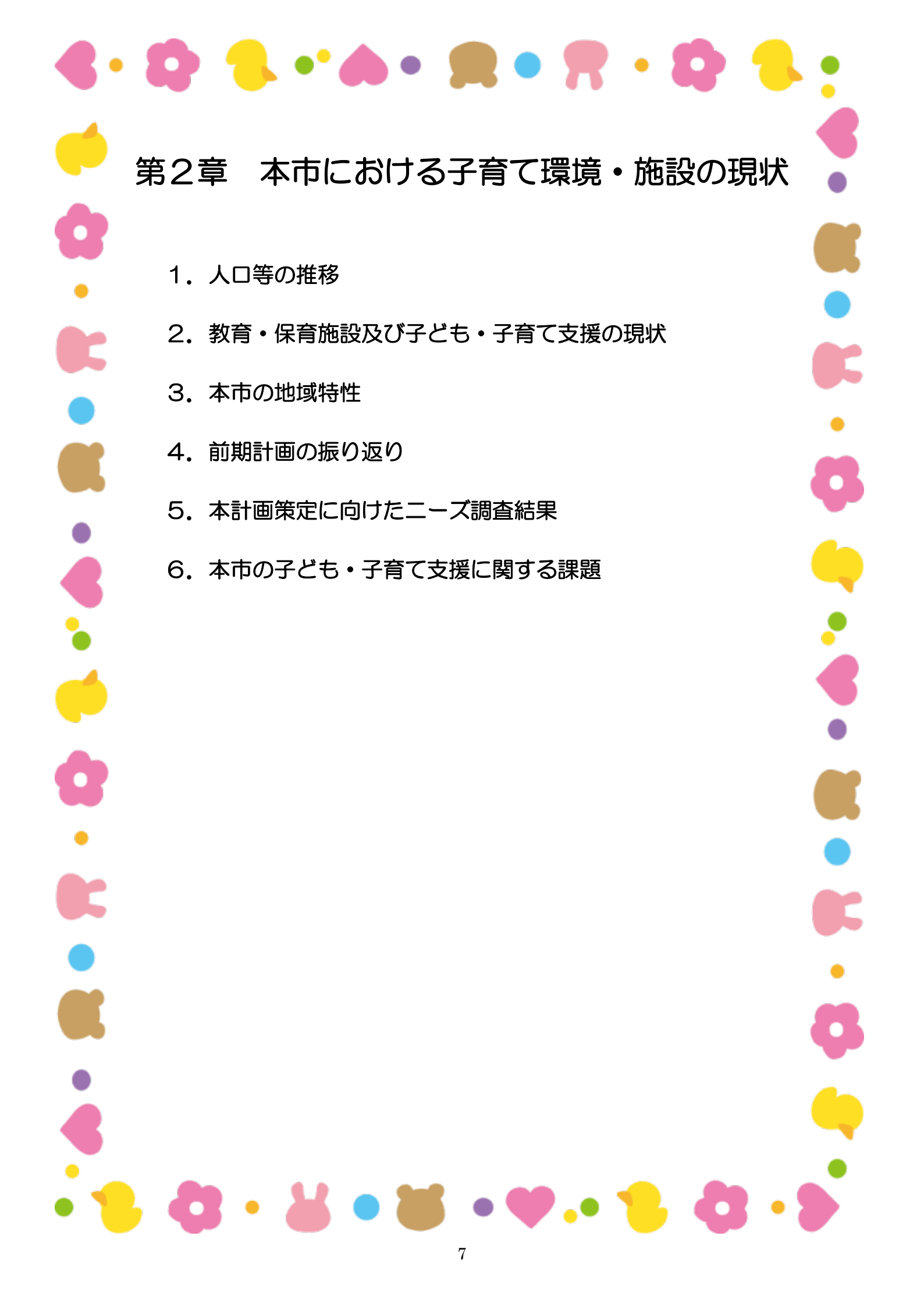
「子ども・子育て支援法」第61条第1項に、5年を1期とする旨規定されており、本計画の始期を令和2年4月1日とし目標年次が令和6年度の5ヵ年計画とします。



### 5. 計画の対象

本計画の対象は、本市に住むすべての子ども、子育て家庭、地域住民、行政などの個人及び団体を対象とします。

なお、本計画における「子ども」とは、0歳から概ね18歳までの者としてします。



## 第2章 本市における子育て環境・施設の現状

1. 人口等の推移
2. 教育・保育施設及び子ども・子育て支援の現状
3. 本市の地域特性
4. 前期計画の振り返り
5. 本計画策定に向けたニーズ調査結果
6. 本市の子ども・子育て支援に関する課題

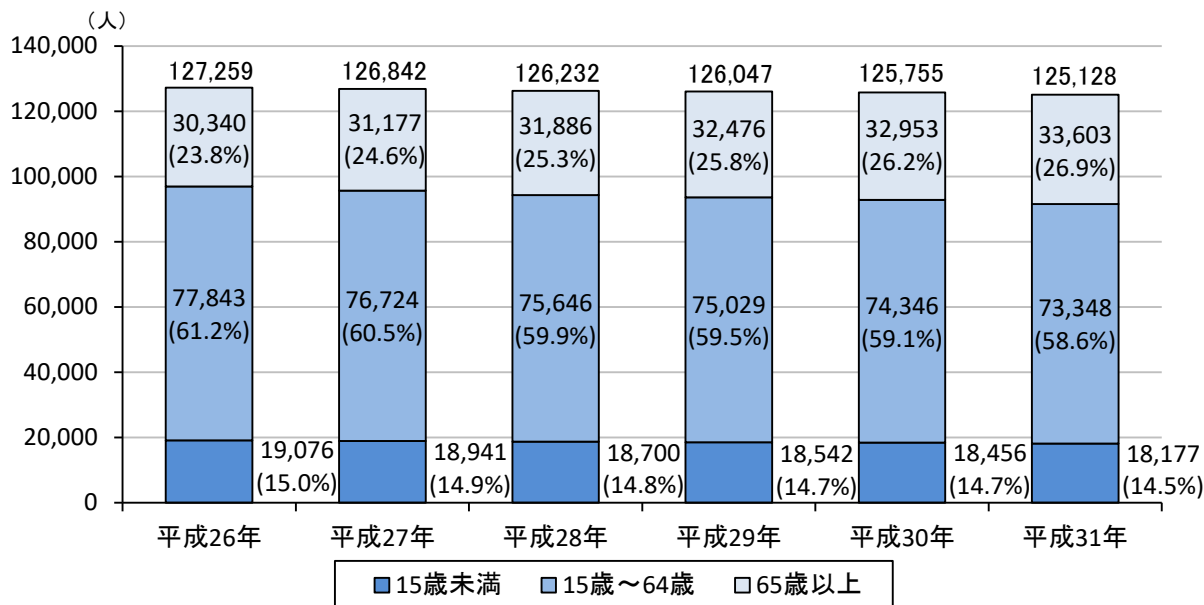
## 第2章 本市における子育て環境・施設の現状

### 1. 人口等の推移

#### (1) 人口構成の現状と動向

##### ① 総人口と年齢3区分人口の推移

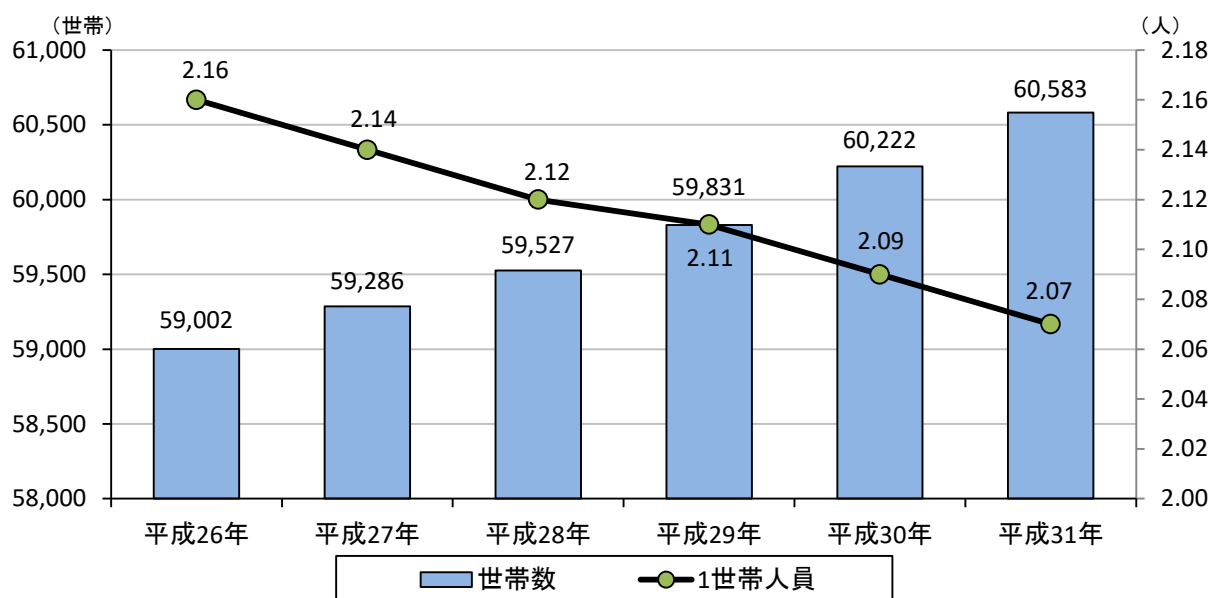
総人口は、平成26年をピークに徐々に減少傾向にあり、平成31年で125,128人となっています。平成31年の3区分人口を平成26年と比較すると、「65歳以上」は約10.8%の増加、「15歳～64歳」は約5.8%の減少、「15歳未満」は約4.7%の減少となっています。



【資料】霧島市住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

##### ② 世帯数と1世帯あたりの人員

世帯数は、増加傾向にあり、平成31年で60,583世帯となっています。対して、1世帯あたりの人員は、平成26年以降、減少傾向にあり、平成31年で2.07人となっています。

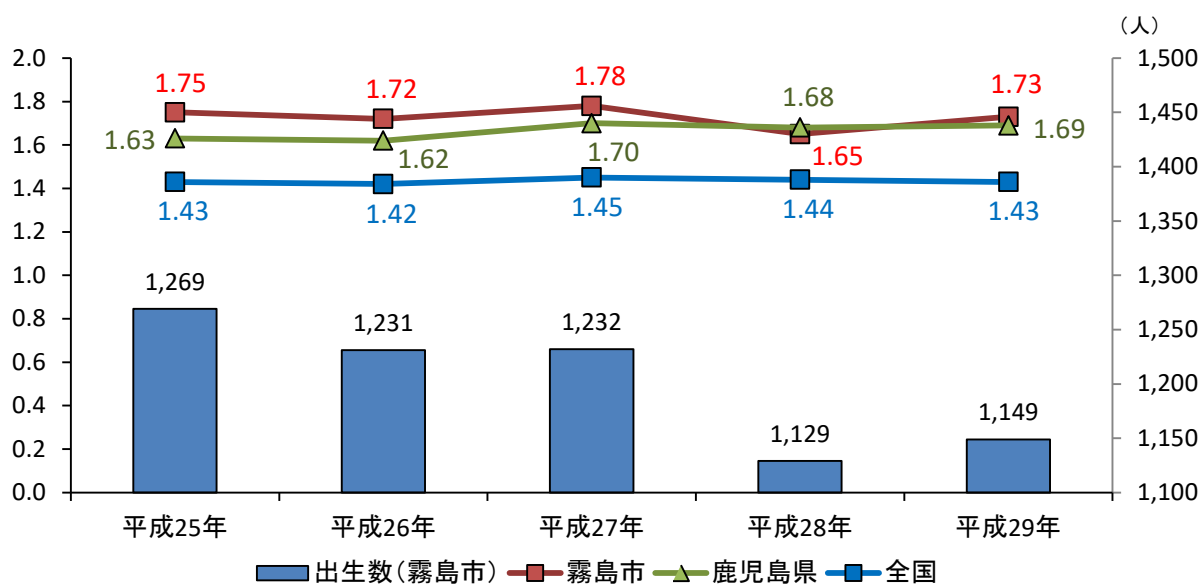


【資料】霧島市住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

### ③出生数と合計特殊出生率の推移

出生数は、平成27年以降減少傾向が続き、平成29年で1,149人となっています。

合計特殊出生率は、大きな変化は見られず横ばいで推移しています。



【資料】厚生労働省人口動態統計・鹿児島県人口動態調査・庁内資料

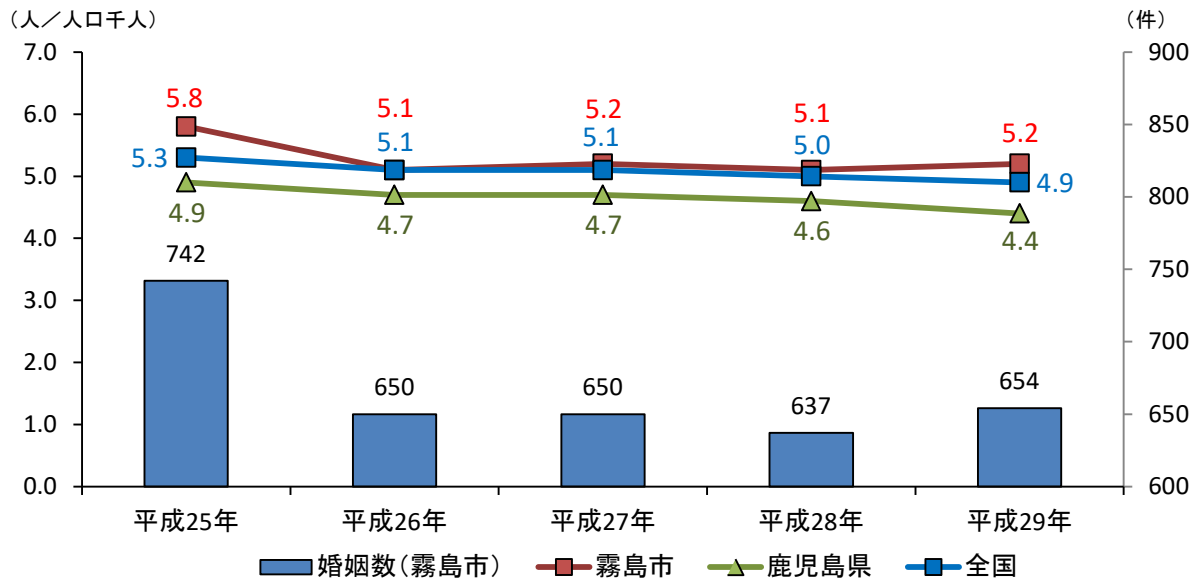
(2) 子育てを取り巻く家庭の状況

① 婚姻率・婚姻数の推移

婚姻率は平成 29 年で 5.2 人と県及び国より高くなっています。

婚姻数は平成 25 年から平成 26 年にかけて減少した後、横ばいとなっています。

■ 市・県・国の婚姻率と市の婚姻数



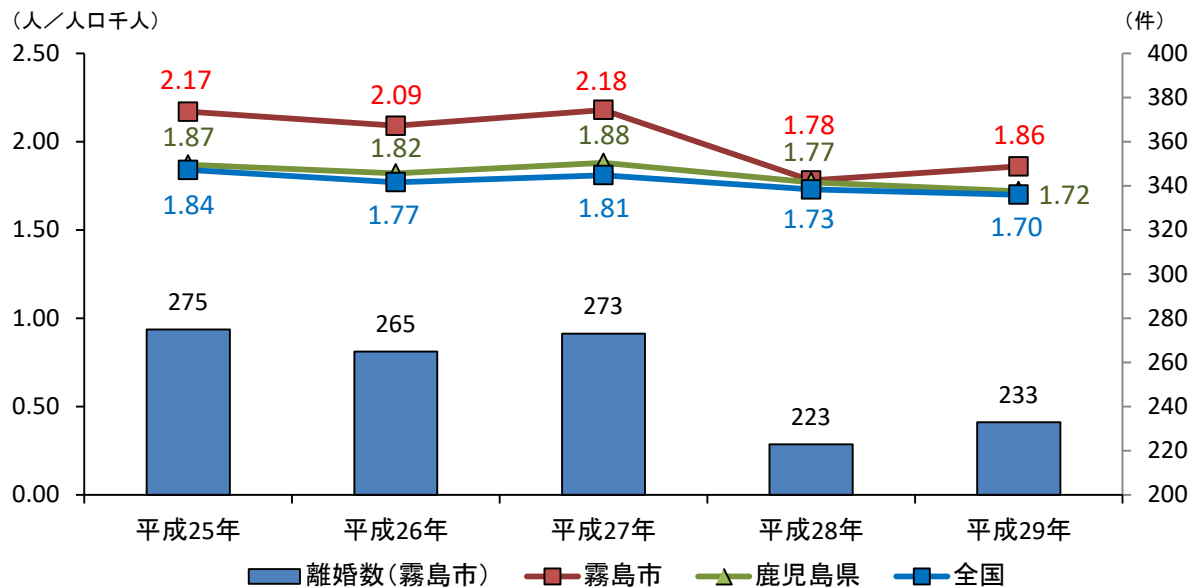
【資料】厚生労働省人口動態統計・鹿児島県人口動態調査

② 離婚率・離婚数の推移

離婚率は平成 29 年で 1.86 人と県及び国より高くなっています。

離婚数は平成 27 年から平成 28 年にかけて減少した後、横ばいとなっています。

■ 市・県・国の離婚率と市の離婚数

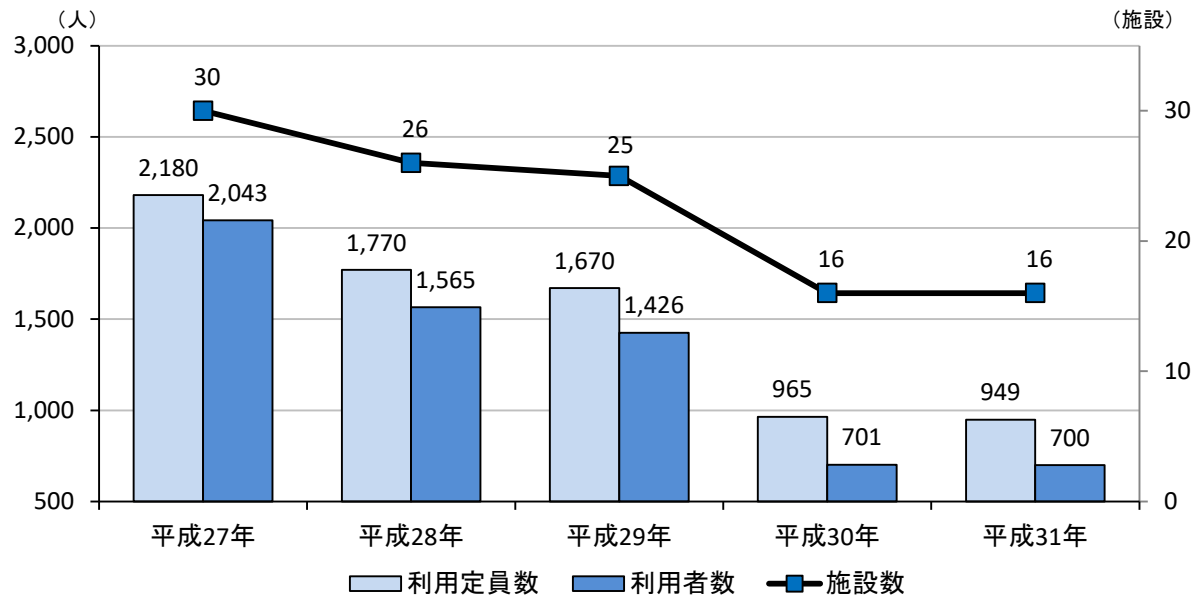


【資料】厚生労働省人口動態統計・鹿児島県人口動態調査

## 2. 教育・保育施設及び子ども・子育て支援の現状

### (1) 保育所の状況

保育所の施設数、定員数、利用者数については、認定こども園への移行が進み、大幅に減少しています。平成31年の利用者数は、利用定員数に対して249人（約26%程度）の空きとなっています。

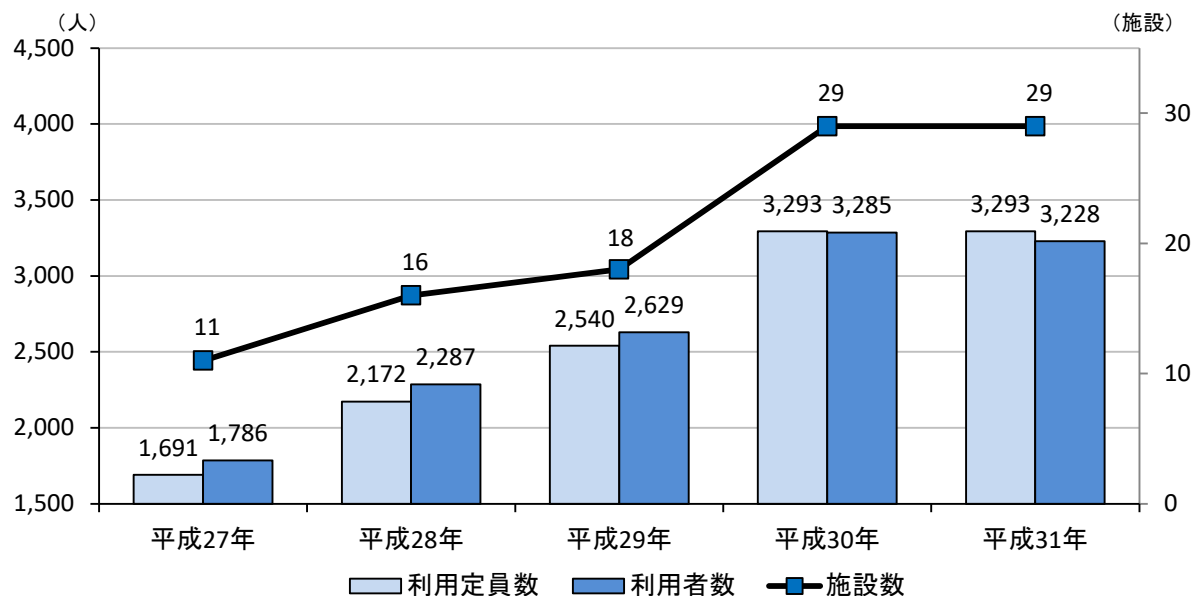


【資料】庁内資料（各年4月1日現在）

### (2) 認定こども園の状況

認定こども園の施設数、定員数、利用者数については、保育園や幼稚園からの移行が進み、大幅に増加しています。

平成31年の利用者数は、利用定員数に対して、65人（約2%程度）の空きとなっています。

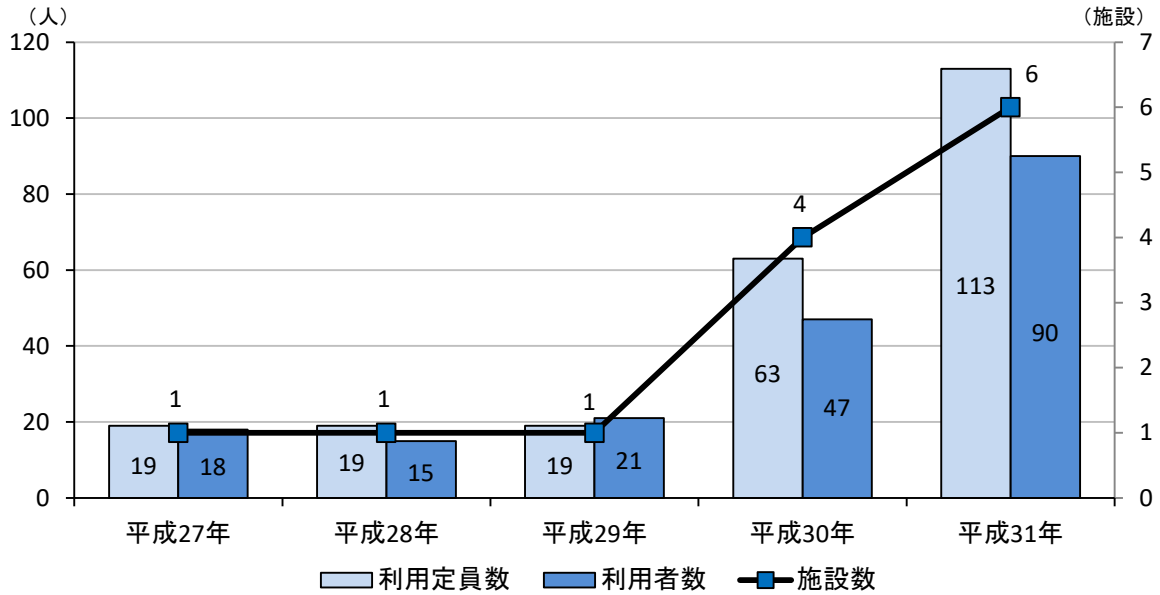


【資料】庁内資料（各年4月1日現在）



(3) 地域型保育事業（家庭的保育事業等）の状況

地域型保育事業（家庭的保育事業等）※<sup>3</sup>の施設数、定員数、利用者数については、平成30年以降、大幅に増加しています。

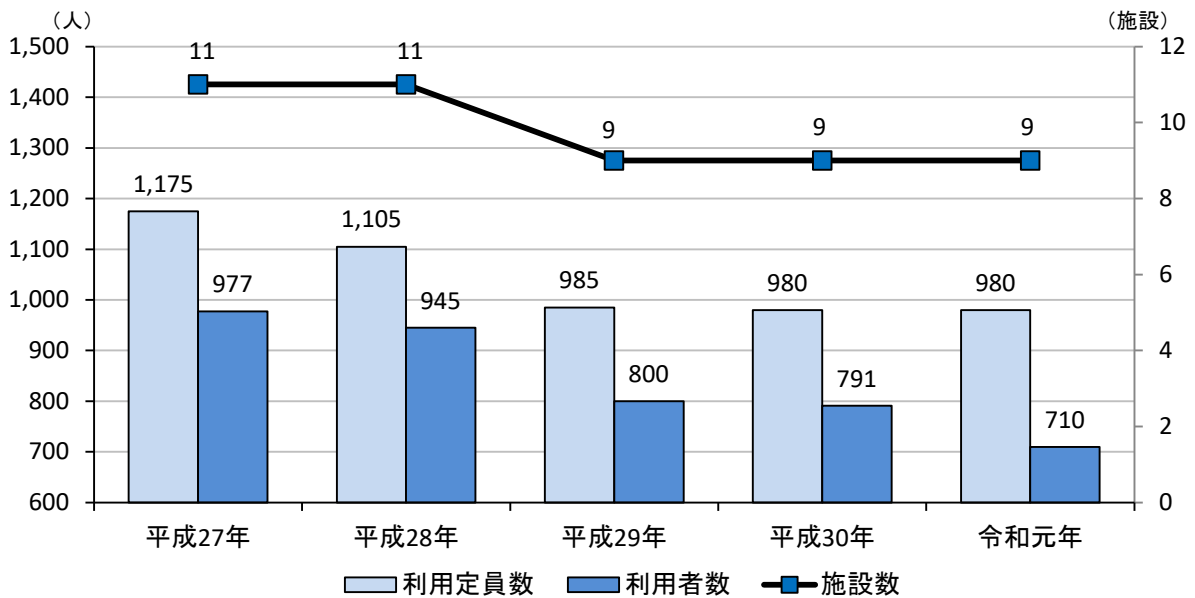


【資料】庁内資料（各年4月1日現在）

(4) 幼稚園の状況

幼稚園の施設数、定員数、利用者数については、一部が認定こども園へ移行したことから減少しています。

令和元年の利用者数は、利用定員数に対して、270人（約28%程度）の空きとなっています。



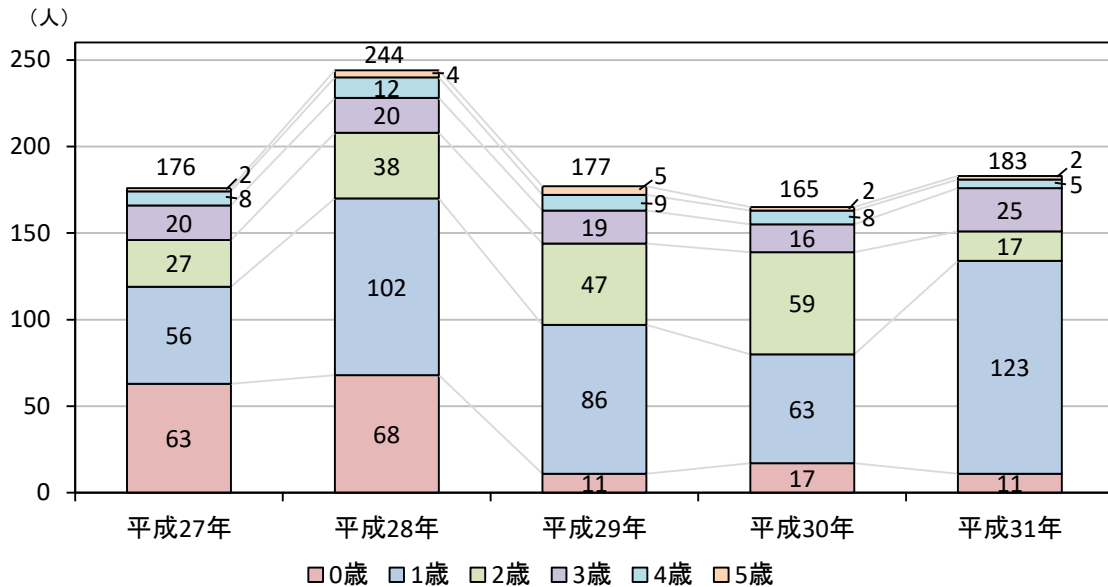
【資料】庁内資料（各年5月1日現在）

※3 地域型保育事業（家庭的保育事業等）…小規模かつ0～2歳児までの事業、霧島市においては小規模保育事業A型のみ

(5) 潜在的待機児童の状況

潜在的待機児童<sup>※4</sup>については、平成28年の244人がピークとなっており、以後は160～180人前後で推移しています。

また、平成31年では、潜在的待機児童の183人のうち0歳～2歳が151人（約83%）で、そのほとんどを占めています。

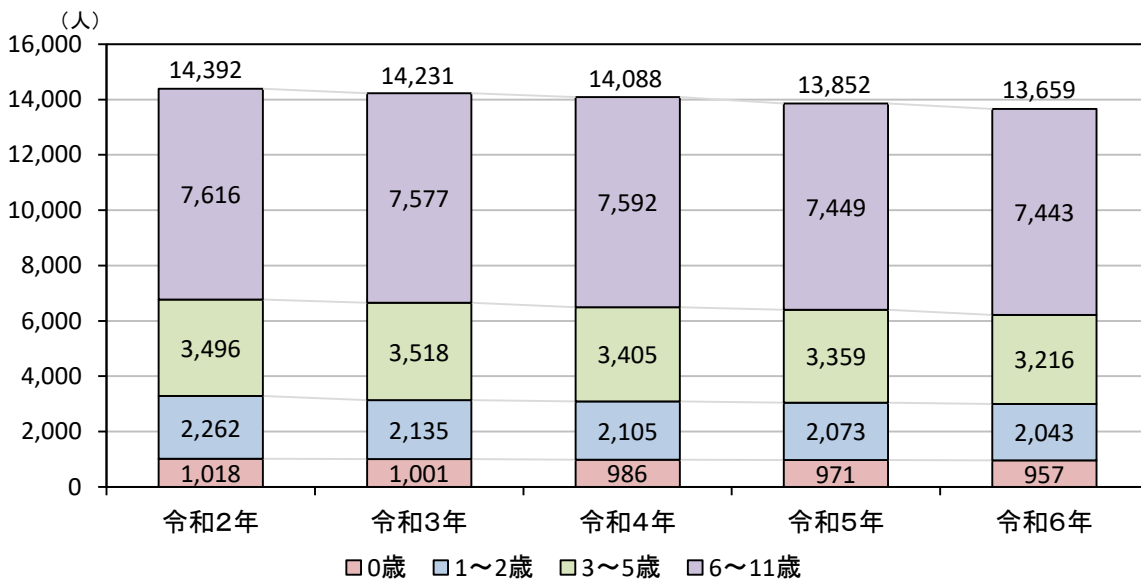


【資料】庁内資料（各年4月1日現在）

(6) 児童数の見込み

本計画の対象となる児童数の見込みについては、平成27年から平成31年までの住民基本台帳（各年4月1日現在）を用いて、提供区域ごとにコーホート変化率法<sup>※5</sup>により、本計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました（提供区域によっては社会増減等を加味し補正を行っています）。

0歳から11歳の児童は、いずれの年齢も減少することが想定され、令和2年の14,392人から令和6年には13,659人となり733人の減少が見込まれます。



【資料】住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

※4 潜在的待機児童：特定の施設を希望し待機している児童

※5 コーホート変化率法：各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

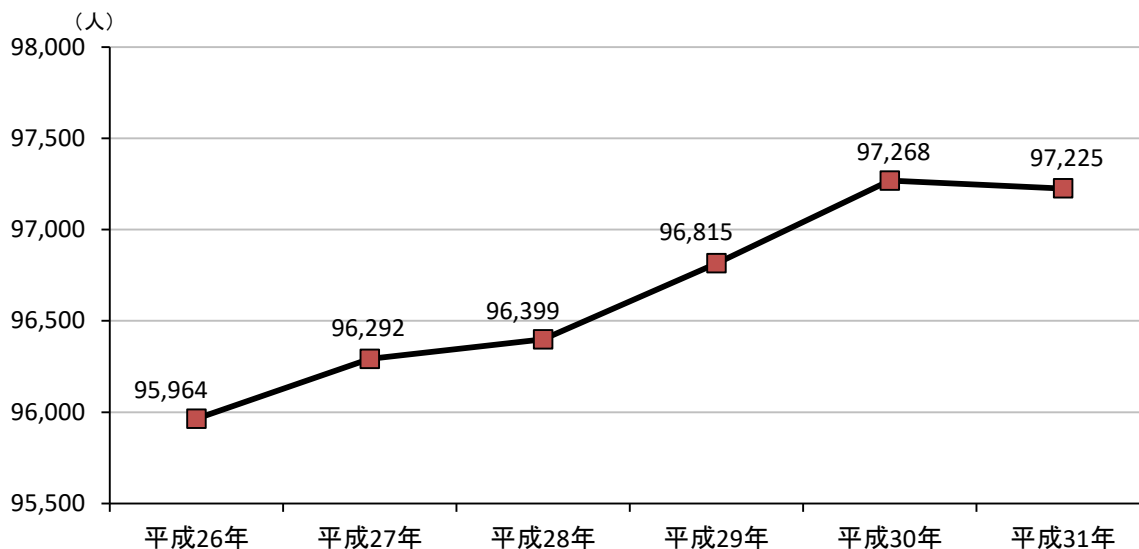
### 3. 本市の地域特性

#### (1) 旧市町村単位の人口等の推移

##### ①人口の推移

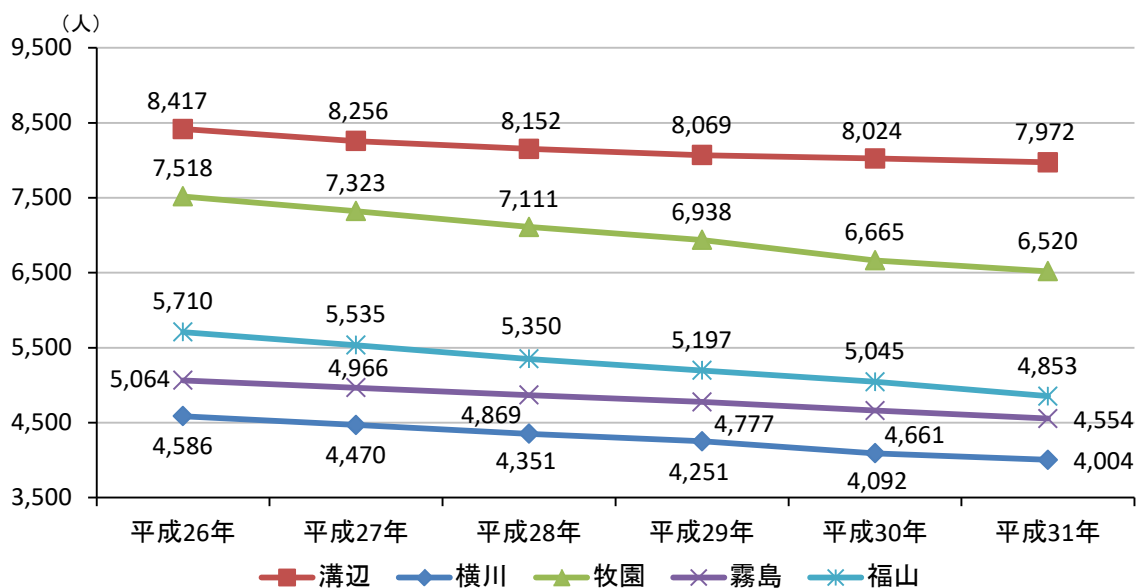
国分・隼人地区の人口は、平成26年以降増加傾向となっており、溝辺・横川・牧園・霧島・福山地区の人口は減少傾向にあります。

##### ●国分・隼人地区



【資料】霧島市住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

##### ●溝辺・横川・牧園・霧島・福山地区

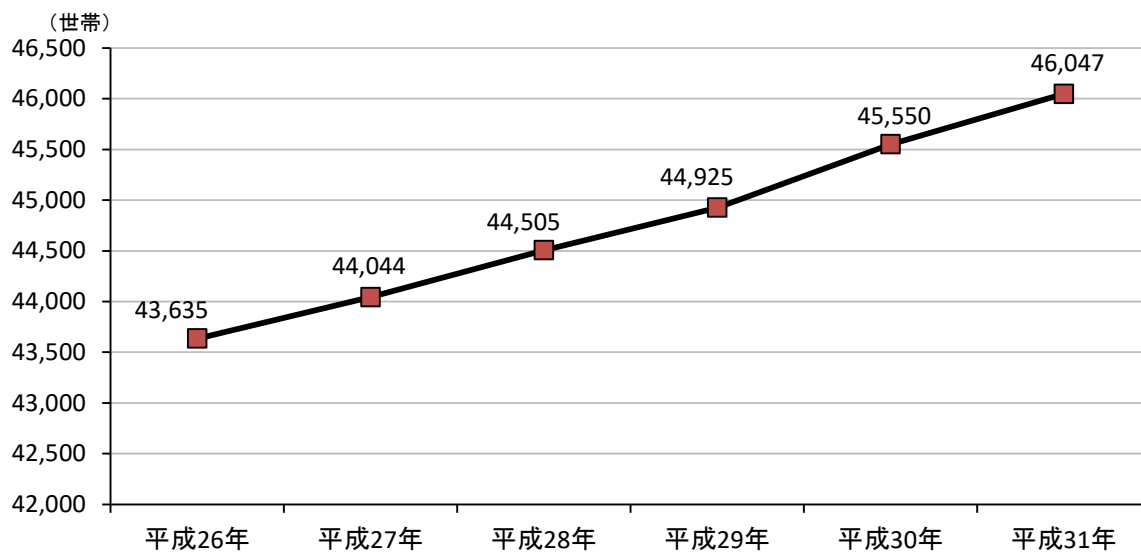


【資料】霧島市住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

## ②世帯の推移

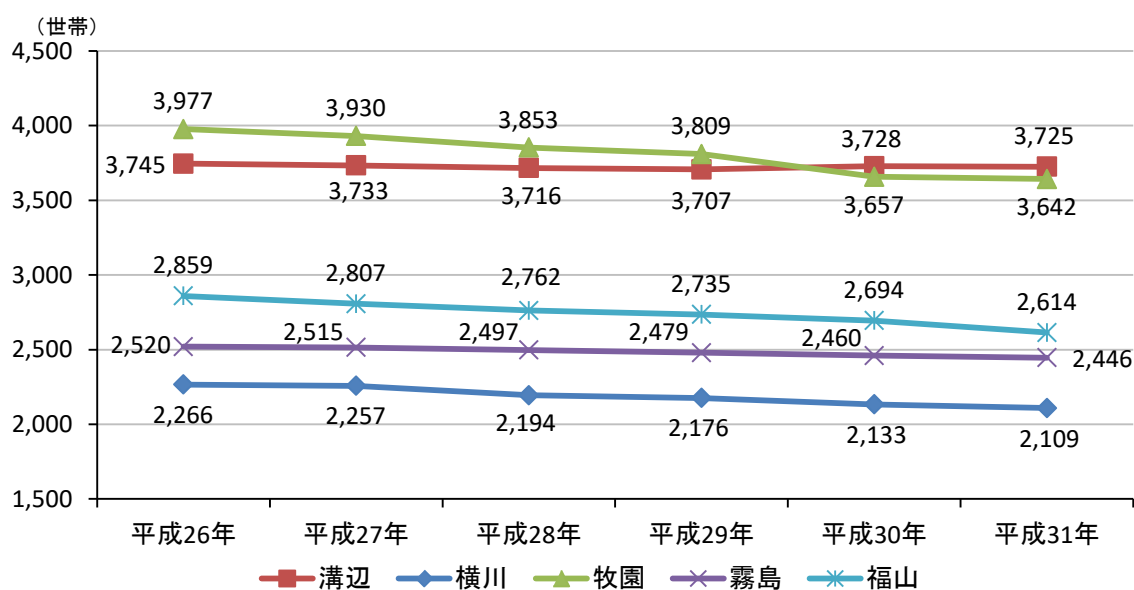
国分・隼人地区の世帯数は、平成26年以降増加傾向となっており、溝辺・横川・牧園・霧島・福山地区の世帯数は減少傾向にあります。

### ●国分・隼人地区



【資料】霧島市住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

### ●溝辺・横川・牧園・霧島・福山地区

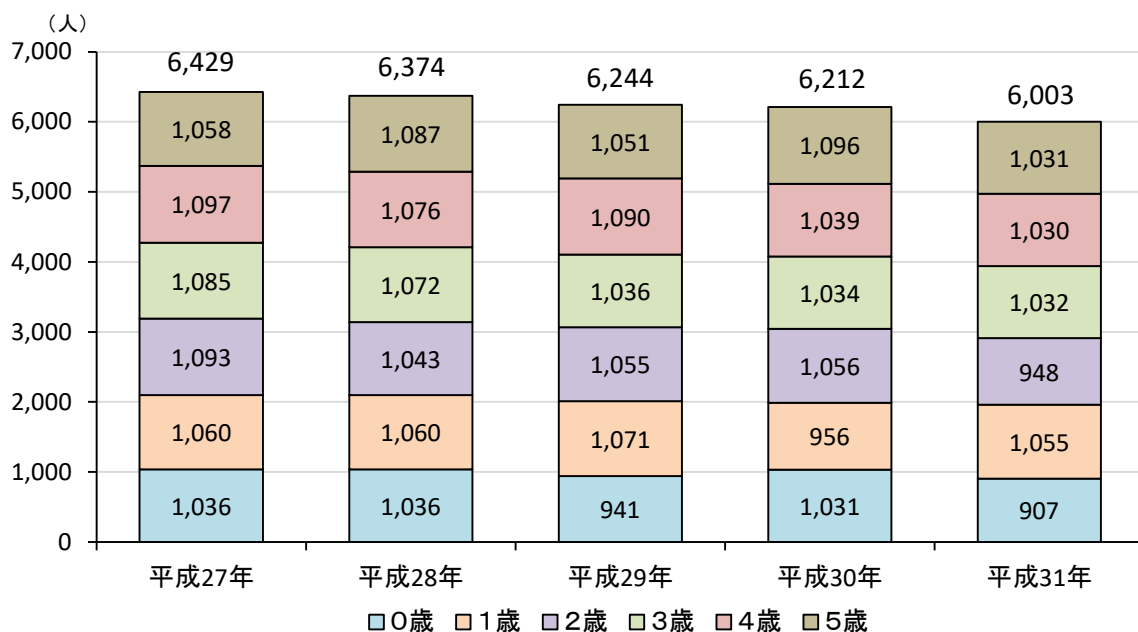


【資料】霧島市住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

### ③未就学児人口の推移

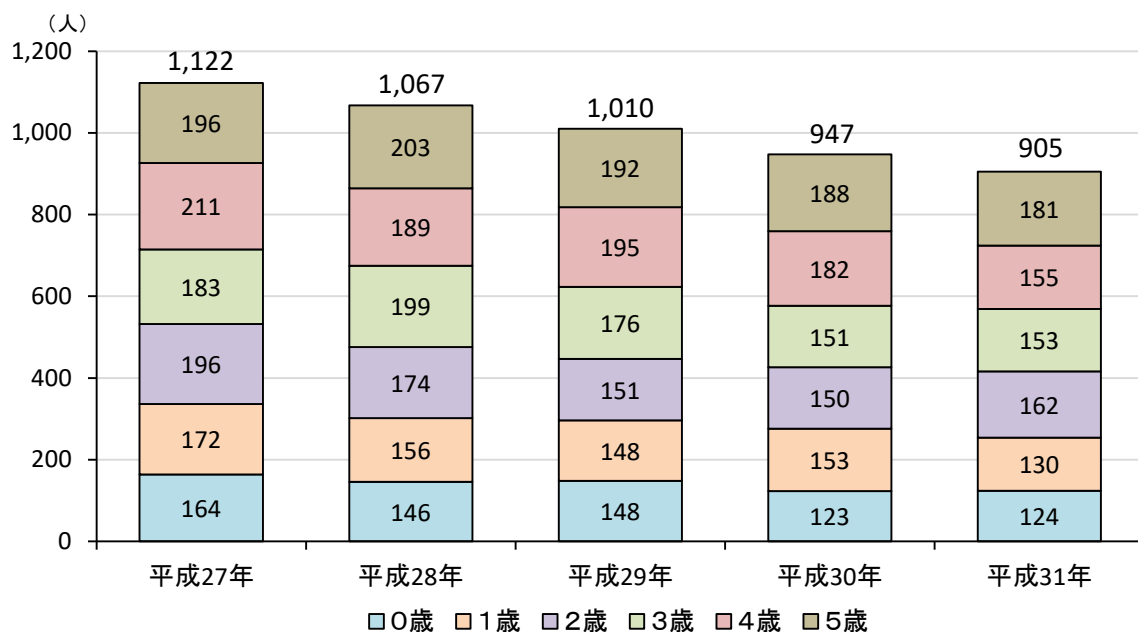
未就学児人口は、各地域とも減少傾向となっています。

#### ●国分・隼人地区



【資料】霧島市住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

#### ●溝辺・横川・牧園・霧島・福山地区

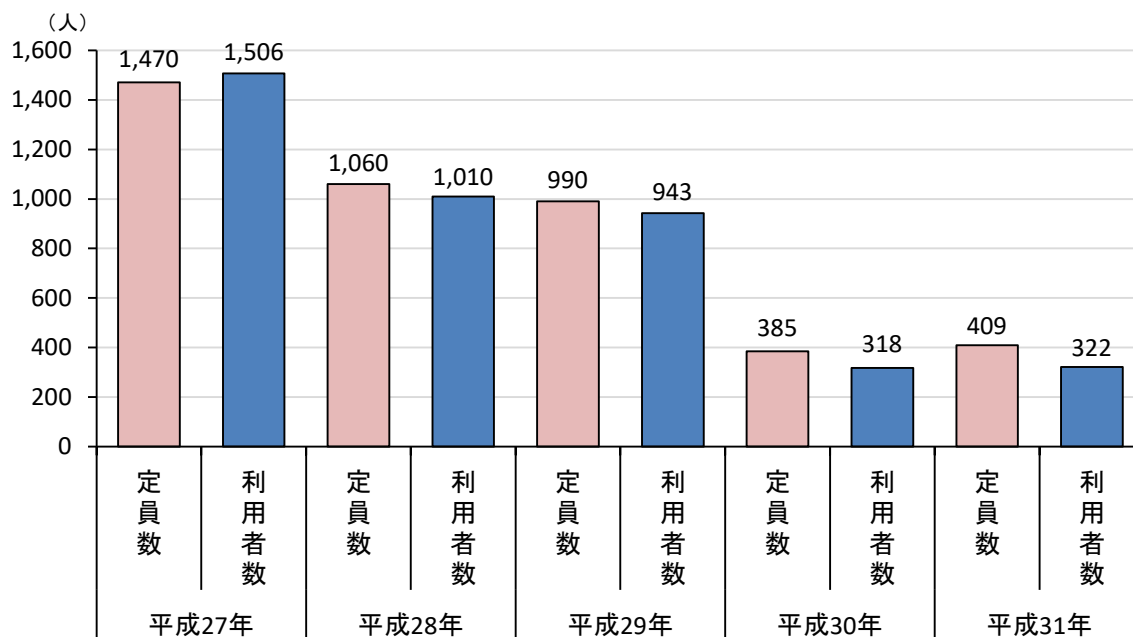


【資料】霧島市住民基本台帳人口（各年4月1日現在）

#### ④保育所の状況

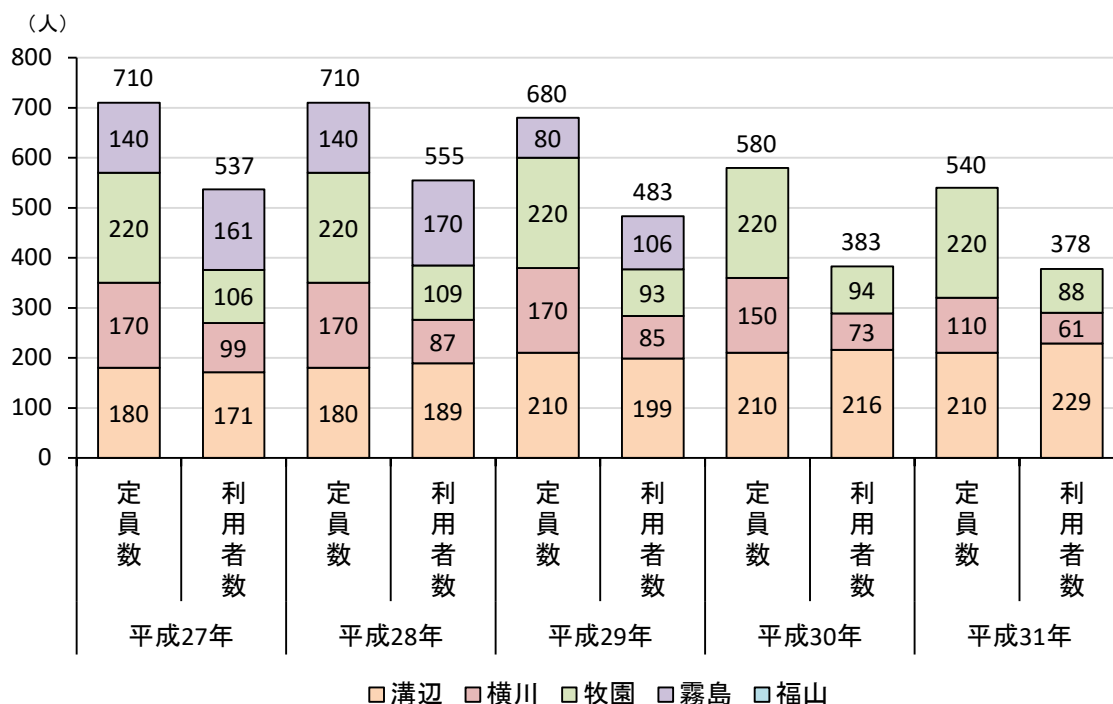
保育所の状況は、保育所から認定こども園への移行に伴い、定員数・利用者数共に平成28年以降減少傾向となっています。

#### ●国分・隼人地区



【資料】庁内資料（各年4月1日現在）

#### ●溝辺・横川・牧園・霧島・福山地区

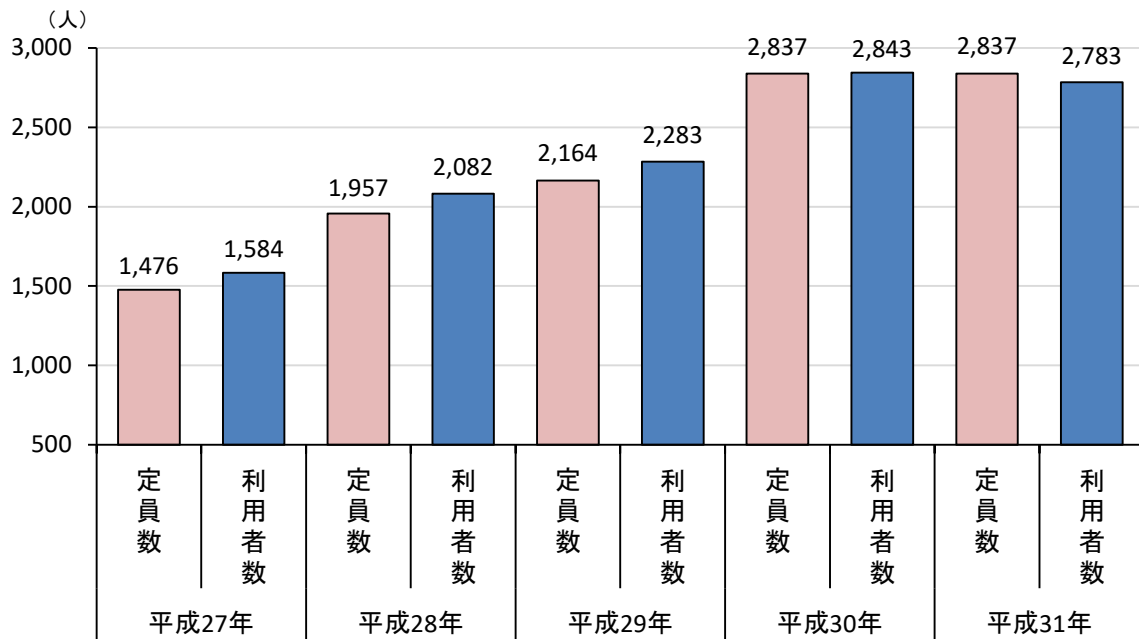


【資料】庁内資料（各年4月1日現在）

⑤認定こども園の状況

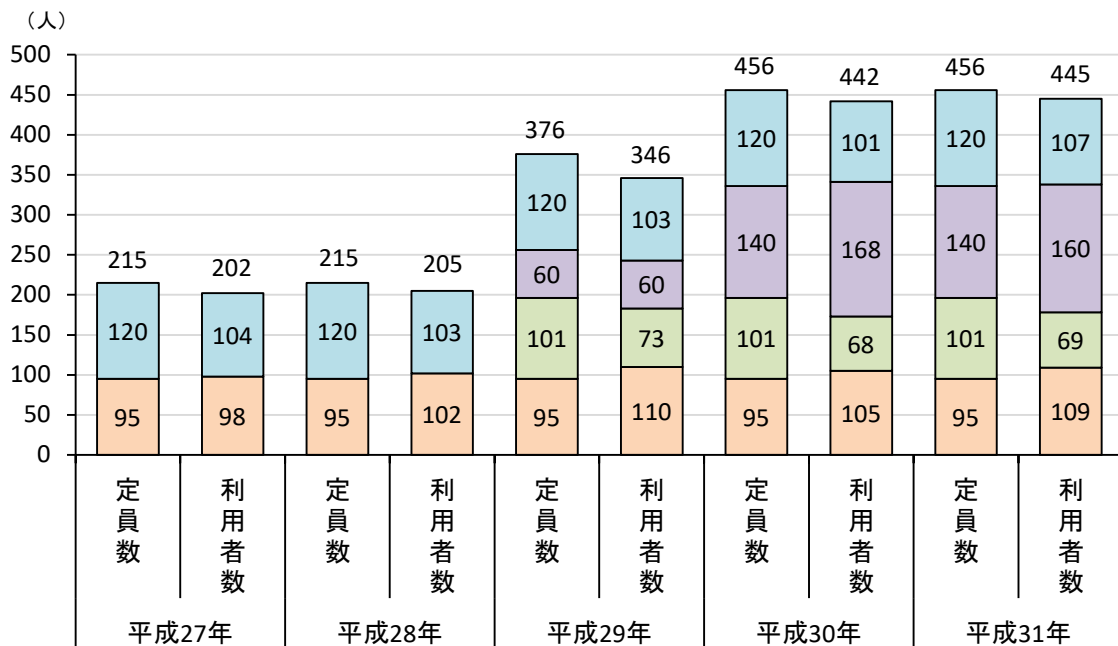
認定こども園の状況は、認定こども園等の増加に伴い、平成27年以降増加傾向となっています。

●国分・隼人地区



【資料】 庁内資料（各年4月1日現在）

●溝辺・横川・牧園・霧島・福山地区



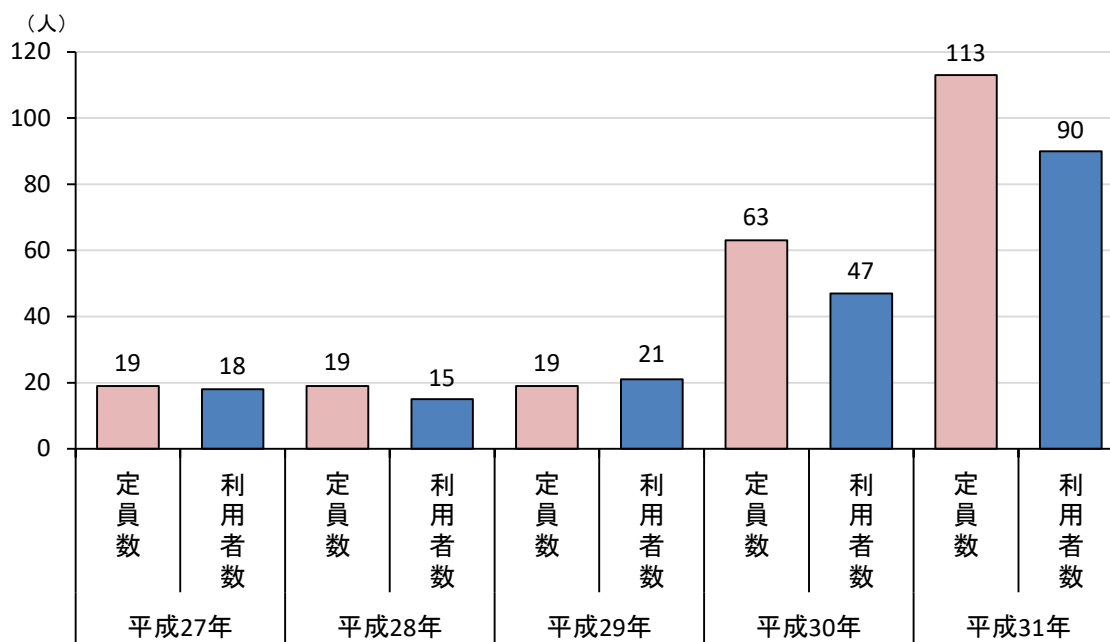
□ 溝辺 □ 横川 □ 牧園 □ 霧島 □ 福山

【資料】 庁内資料（各年4月1日現在）

⑥地域型保育事業（家庭的保育事業等）の状況

地域型保育事業（家庭的保育事業等）の状況は、平成27年から平成29年は横ばいで推移していましたが、平成30年以降増加し、平成31年は平成27年と比較して、定員数が約6倍、利用者数は約5倍と増加傾向となっています。

●国分・隼人・溝辺地区



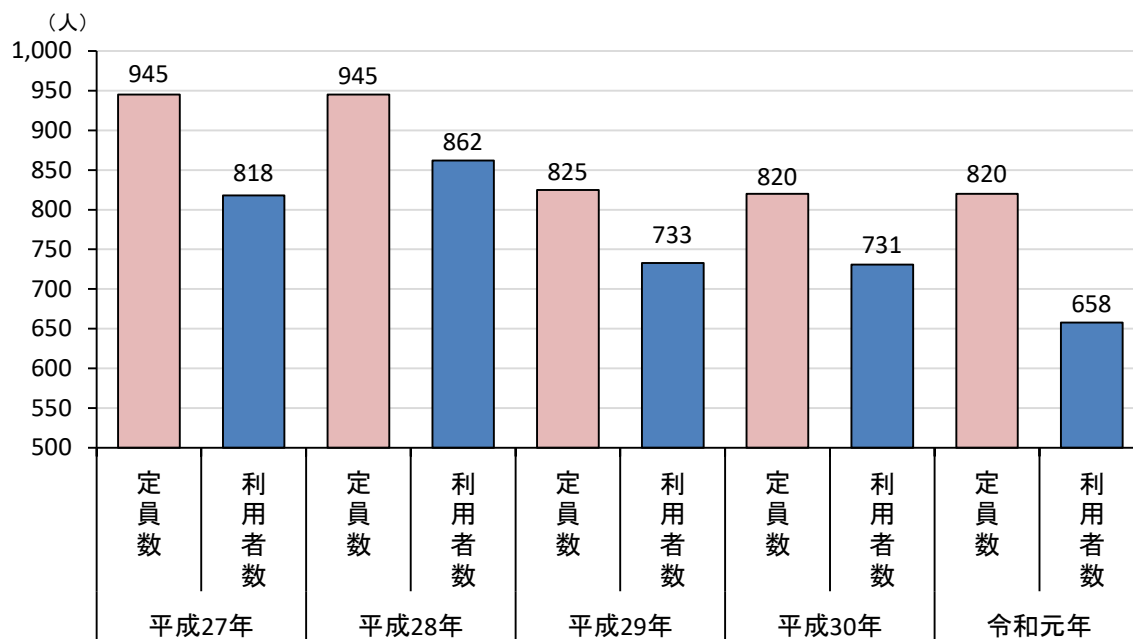
【資料】庁内資料（各年4月1日現在）



⑦幼稚園の状況

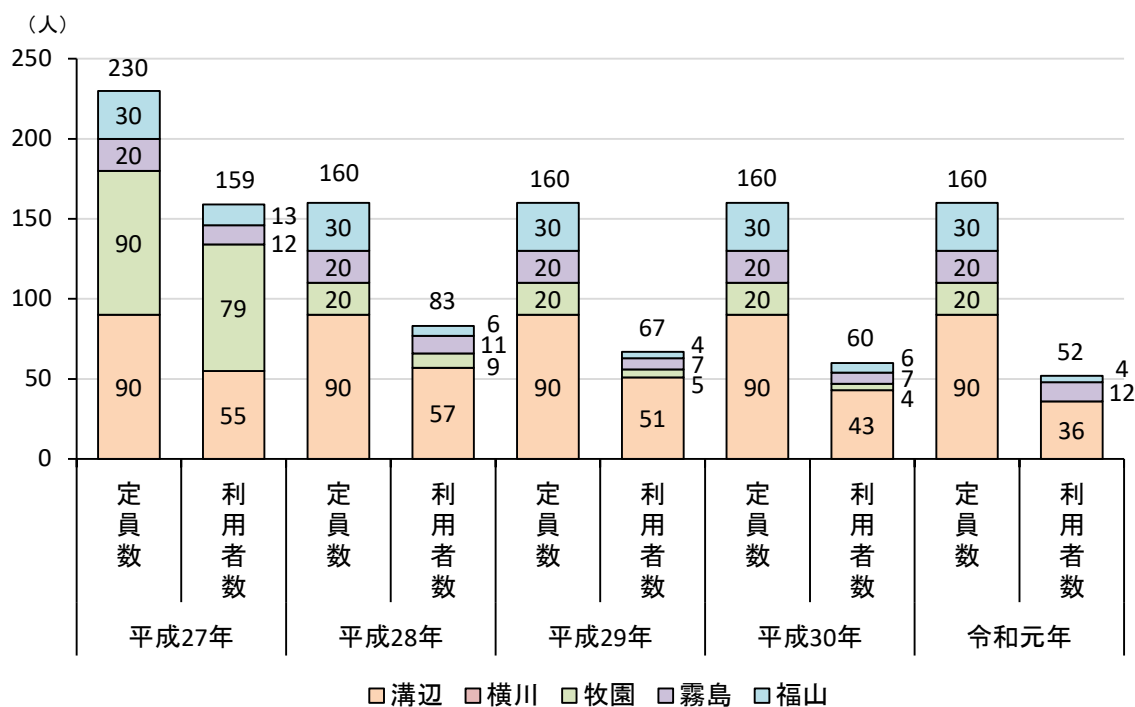
幼稚園の状況は、国分・隼人地区では平成29年以降、定員・利用者数共に減少し、溝辺・横川・牧園・霧島・福山地区では平成28年以降、定員数に変化はありませんが、利用者数は減少傾向となっています。

●国分・隼人地区



【資料】 庁内資料（各年5月1日現在）

●溝辺・横川・牧園・霧島・福山地区



□ 溝辺 □ 横川 □ 牧園 □ 霧島 □ 福山

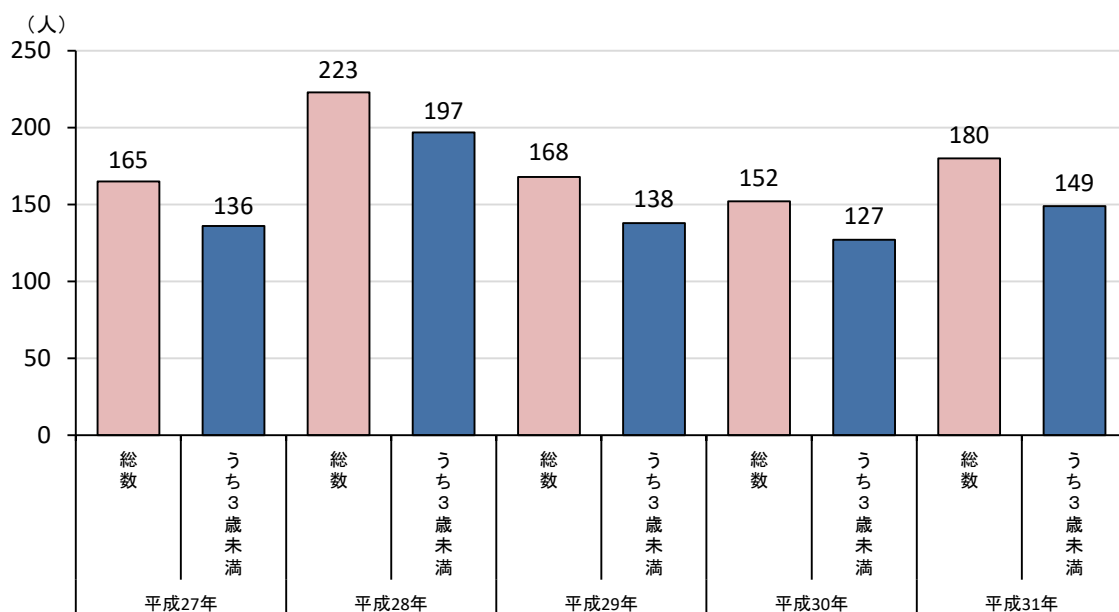
【資料】 庁内資料（各年5月1日現在）

### ⑧潜在的待機児童の状況

潜在的待機児童の状況は、平成30年までは減少傾向にありましたが、平成31年は増加傾向が見られています。

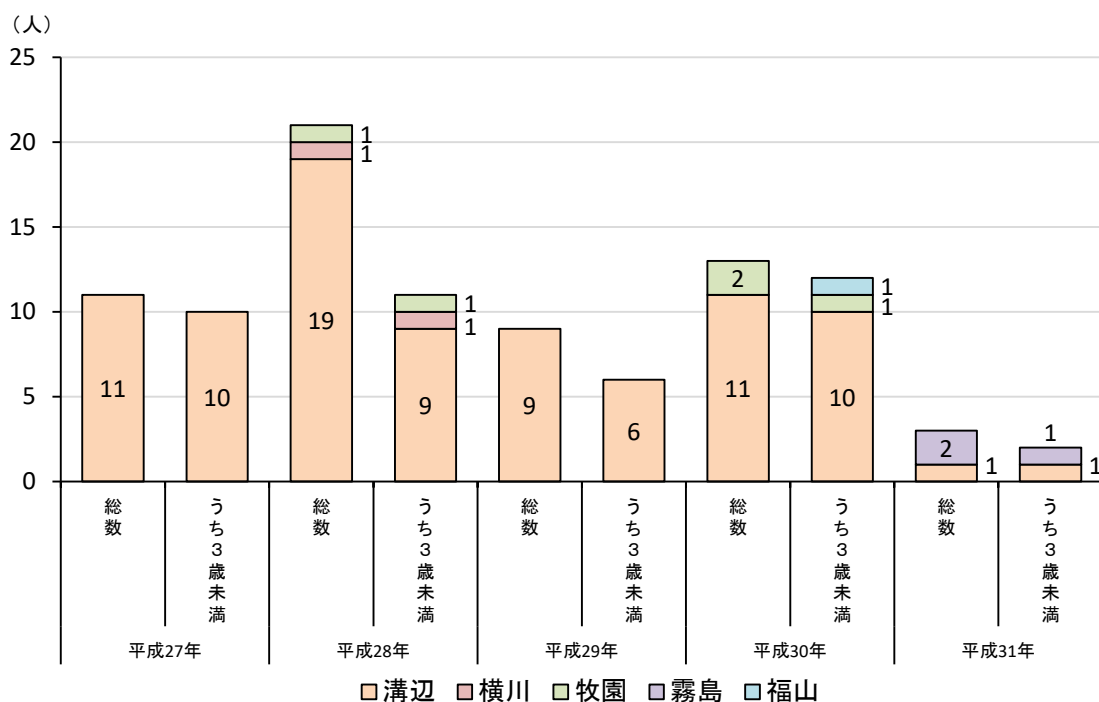
毎年度、潜在的待機児童の多くは国分・隼人地区の児童となっており、平成31年は180人で、全地区の約98%、そのうち3歳未満児が149人で約83%を占めています。

#### ●国分・隼人地区



【資料】庁内資料（各年4月1日現在）

#### ●溝辺・横川・牧園・霧島・福山地区



【資料】庁内資料（各年4月1日現在）

## 4. 前期計画の振り返り

事業計画に記載された事業における具体的な取組状況については、霧島市子ども・子育て会議において点検・評価を実施しています。前期計画における各施策の主な取組状況は以下の通りです。

### (1) 子どもの健やかな成長を支える ～子どもの育ちの視点～

#### ① 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供（量の確保）

具体的な取組	実績・取組・進捗
教育・保育施設、地域型保育事業の提供	計画的に、施設整備に対する支援を行い受け皿の拡充を行うとともに、認定こども園への移行・新設、保育所・小規模保育事業の新設等を推進し、潜在的待機児童の解消に努めた。
多様な保育サービスの提供	一時預かり、一時預かり（幼稚園型）、病児・病後児保育事業、延長保育事業等の実施施設の充実・拡大に努めた。 放課後児童クラブについては、前期の計画期間において、年次的に登録児童数の増加が図られた。

#### ② 質の高い教育・保育の推進（質の確保）

具体的な取組	実績・取組・進捗
認定こども園への移行に関する支援	利用希望や提供区域を考慮しながら保育園から幼保連携型認定こども園への移行や施設の新設を推進した。 認定こども園等に移行する施設に対して施設整備に係る費用の支援を行い、認定こども園の移行や新設を促進した。
適正な集団規範の確保	利用希望や提供区域を考慮しながら、適切な施設規模の確保に努めた。
幼稚園教諭・保育士の合同研修会の実施	霧島市保育協議会等において、保育士等の合同研修会が実施された。 国の制度において、保育士等のキャリアアップの仕組みが創設されたため、保育士の各専門的な分野における研修等について処遇改善加算等による支援を行った。

#### ③ 教育・保育施設と家庭等の連携の推進

具体的な取組	実績・取組・進捗
家庭との連携	相談内容は、発達支援に関することが多く、周囲には相談しにくいことについて、園がその対応の窓口となっている。子どもの発達の様子を捉え、保護者との相談、場合によっては専門機関への相談につなげた。
小学校との連携	霧島市校長研修会において、「小学校と放課後児童健全育成事業との積極的な連携の推進」について説明し、放課後児童クラブとの連携の充実を図った。 子どものための教育・保育給付事業において小学校との接続にかかる事業を行っている保育所等に対して、公定価格に基づく加算措置を行い、その活動を支援した。
地域型保育事業等との連携	地域型保育事業の運営にあたっては、卒園後の継続的な保育の提供のみならず、代替保育の提供等に関する支援を行う等しており、3歳以上児についても確実に受け皿が確保されている。

#### ④食育の推進

具体的な取組	実績・取組・進捗
保育所等での食育推進	野菜に触れて、野菜への関心を高める取組を H20 年度より開始し、市内の施設で実施してきた。野菜に触れる取組は、集団給食における衛生面対策へ配慮と各保育園で菜園づくり等の取組が進んでいるため、令和元年度より取り組んでいない。その他に、親子に対して子どもの生活リズムを整えるための「早寝・早起き・朝ごはん」についての出前講座を実施した。

### (2) 子育てを通じて親の育ちを支える ～親としての育ちの視点～

#### ①安心・安全な妊娠・出産への支援の充実

具体的な取組	実績・取組・進捗
妊産婦の適切な健康管理への支援	母子健康手帳交付時に保健師が妊婦または妊婦の夫・実母等と面談し、相談・支援を行った。 妊婦健診受診票を母子健康手帳交付時に全員に渡し受診勧奨した。 ハイリスク妊産婦は子育て世代包括支援センターの専任の母子保健コーディネーター（保健師）、地区担当保健師が支援した。 市のホームページや子育て世代包括支援センター（すこやか保健センター）で不妊に関する相談窓口や不妊治療費助成事業の周知を図った。

#### ②小児保健医療の充実

具体的な取組	実績・取組・進捗
緊急時に対応するための家庭での対策	教室や訪問・各相談等において、休日・夜間の救急医療機関の周知や、緊急時の対応、乳児突然死症候群（SIDS）について周知に努めた。心肺蘇生法等についても、7～8か月児教室において周知を図った。
予防接種の実施率の向上	未接種者へ接種勧奨通知を行った。 保育施設の在園児、入園児の保護者へ接種勧奨文書を配布した。
専門的医療・相談事業の充実	障害のある子どもや病気にかかっている子どもについて、医療機関や関係機関と連携を行い、専門的相談機関等へつなげ、情報提供に努めた。

#### ③親子で健やかに成長するための子育て支援

具体的な取組	実績・取組・進捗
地域で子育てを応援する環境づくり	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談や援助、講習、地域の子育て関連情報の提供を行った。 離乳食教室や7～8か月児教室、育児相談等で子育て情報の提供や相談を実施した。また、母子保健推進員による乳児家庭の訪問を行い、地域において、子育ての身近な相談者としての活動に努めた。
認定こども園等の地域子育て支援活動の推進	多くの施設で園庭開放等を行っている。子育て世帯の核家族化が進み、周りの子育て世帯と関わる機会が減少している中、本取組は保護者同士のつながりのきっかけになっている。
子育て支援に重点をおいた健診や相談の充実	育児相談や心理相談の開催や、随時、電話相談を受け必要に応じて訪問を行い、育児不安や育児困難を抱える保護者への支援に努めた。1歳6か月児健診や3歳児健診においては、心理士を配置し保護者の育児不安や育児困難等へのアドバイス等を実施した。

子育て支援情報誌の提供	子育てに関する行政情報を掲載した子育て支援情報誌を作成し、子育て世帯には無償配布しており、子育てに係る手続きの際の情報入手の利便性の向上を図った。
地域の子育て支援ネットワークの構築	子どもセンターを核として霧島市内の各施設が連携を図りながら子育て支援を勧めていく為に、各支援センターと全体会を開催した。 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談や援助、講習、地域の子育て関連情報の提供を行い、子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て、子育てができる環境の整備につながった。 霧島市の全子育て支援センターが共同で「霧島市健康福祉まつり」に参加し、多くの市民に活動内容の紹介ができた。
経済的な支援の充実	子ども医療費助成について、国・県の制度による支給・助成が主であるが、制度改正に基づき、医療費助成に係る現物給付方式の導入や児童扶養手当の支給回数の見直しなどを実施した。 国の幼児教育・保育の無償化措置に対応し、令和元年10月から3歳以上の子ども（3歳未満児の非課税世帯も含む）の無償化を実施した。併せて、公定価格で措置されない未移行幼稚園の副食費補助も実施した。

### (3) 地域全体で子育て家庭を支える ～地域での支えあいの視点～

#### ①療育等が必要な子どもと家庭への支援

具体的な取組	実績・取組・進捗
疾病・障害の早期発見と専門的な医療等の提供	妊産婦及び乳幼児に対する健康診査を実施し、疾病の早期発見・治療及び療育の推進に努めた。療育については、担当保健師が関係機関に繋ぎ、継続的な支援に努めた。
幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上	放課後児童クラブについては、障害児受入推進事業及び障害児受入強化推進事業を導入するとともに、放課後児童支援員に対しては、必要な支援関係の研修等を義務化することで、資質向上を図った。 保育所等については、国の制度において、保育士等のキャリアアップの仕組みである処遇改善加算Ⅱが創設され、療育等についての専門的な研修の場が設けられている。
教育・保育施設等での障がい児の受け入れ推進	障がい児保育支援事業を実施し、保育所等における障がい児等の受け入れの推進を図った。

#### ②ひとり親家庭への自立支援

具体的な取組	実績・取組・進捗
各事業の利用の際の配慮	相談を受けた場合は丁寧な説明を行い、制度が利用しやすいよう対応した。 子育て支援ショートステイ事業の利用希望に対し100%の受入を行い、児童及び家庭の福祉の向上を図った。
就業支援	子育て支援ショートステイ事業やひとり親高等職業訓練促進事業などを活用し、ひとり親家庭の支援を実施した。
経済的な充実の充実	国・県の制度による支給・助成が主であるが、制度改正に基づき、医療費助成に係る現物給付方式の導入や児童扶養手当の支給回数の見直しなどを実施した。 放課後児童健全育成事業では、平成29年度より利用料助成補助事業を導入し、ひとり親家庭に多い低所得世帯及びひとり親家庭等に対して利用料の減額等を行っている放課後児童クラブに対し、利用料助成補助を実施した。

### ③虐待防止など要保護児童等対策

具体的な取組	実績・取組・進捗
発生予防、早期発見、早期対応等	妊娠、出産及び育児期に、育児不安や育児困難を抱えている保護者について、家庭訪問や電話相談等を実施した。また、母子保健コーディネーターにより、妊娠期から支援の必要な妊婦を把握し担当保健師による訪問等につなげ支援を行った。
関係機関との連携及び相談体制の強化	「霧島市要保護児童対策地域協議会」の個別ケース検討会議を開催し、関係機関との連携を図った。また児童相談所とは常に連携を図り支援を実施した。
社会的養護施策との連携	子育て支援ショートステイ事業については社会的養護施設との連携を図り実施した。里親については本市での児童相談所による里親制度説明会を広報誌、ポスター掲示により周知した。 母子生活支援施設への措置等母子の支援については、関係機関と連携を図った。

### ④仕事と家庭が両立できる職場環境の実現

具体的な取組	実績・取組・進捗
育児休業後等の教育・保育施設の円滑な利用	育児休業満了に伴う入園申込みについては、基準点における加点を行い、入所促進を行った。
仕事と生活の調和を図るための意識啓発と環境の整備	男女共同参画の基本的な考え方を学び、生き方や働き方を選択できるよう「エンパワメントセミナー」を開催する。(ハローワーク内の「マザーズコーナー」にパンフレットを設置した)

## 5. 本計画策定に向けたニーズ調査結果

### (1) 調査の概要

#### ①目的

「第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画」を策定するために必要な子育て支援事業の現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、その内容を本計画に反映させることを目的に実施しました。

#### ②調査期間

平成30年12月1日から平成30年12月21日

#### ③調査対象者

平成30年11月1日現在、霧島市に居住している0歳児から小学3年生までのお子さんのいる世帯から、4,500世帯を無作為に抽出しました。

- ・小学校就学前のお子さんの保護者：3,000世帯
- ・小学校1～3年生のお子さんの保護者：1,500世帯

#### ④調査方法

- ・保育所等及び幼稚園利用の世帯 ⇒ 利用施設を通じて配布・回収。
- ・上記以外の世帯 ⇒ 施設及び郵送による配布・回収。

#### ⑤回収結果

対象者	配布数 (世帯)	回答数 (世帯)	回答率 (%)
小学校就学前のお子さんの保護者	3,000	1,388	46.3
小学1～3年生のお子さんの保護者	1,500	699	46.6
合計	4,500	2,087	46.4

※調査結果の比率は、その設問の回答数を基礎として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しています。そのため、その合計値が100%にならない場合があります。また、複数回答の設問の場合、合計値が100%を超える場合があります。

(2) 調査結果

調査対象：小学校就学前のお子さんの保護者

1 子育てを主に行っている方

子育てを主に行っている人については、「父母ともに」が58.0%と最も高く、次いで「主に母」が40.3%などの順となっています。

調査結果を前回(平成25年度)調査時と比較すると、「父母ともに」が2.1ポイント増加(前回調査時55.9%)し、「主に母」が1.8ポイント減少(前回調査時42.1%)したものの、前回調査時と同様、母親が主に子育てを担っていることがうかがえます。

区 分	実 数	%
1. 父母ともに	805	58.0%
2. 主に父	8	0.6%
3. 主に母	560	40.3%
4. 主に祖父母	7	0.5%
5. その他	8	0.6%
無回答	0	0.0%
総 計	1,388	100.0%

2 保護者の就労状況

保護者の現在の就労状況は、父親は「フルタイムで就労」が98.4%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労」が0.9%、母親は「パート・アルバイト等で就労」が31.5%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が27.7%、「フルタイムで就労」が26.1%などの順となっています。

母親の就労状況について、前回調査時と比較すると、就労している母親(区分1~4)が9.4ポイント増加し71.2%(前回調査時61.8%)となり、この5年間で就労している母親が増加していることがうかがえます。

区 分	父親の就労		母親の就労	
	実 数	%	実 数	%
1. フルタイムで就労	1,285	98.4%	359	26.1%
2. フルタイムで就労 (産休・育休・介護休業中)	1	0.1%	133	9.7%
3. パート・アルバイト等で就労	12	0.9%	433	31.5%
4. パート・アルバイト等で就労 (産休・育休・介護休業中)	1	0.1%	54	3.9%
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない	5	0.4%	380	27.7%
6. これまで就労したことがない	2	0.2%	14	1.0%
総 計	1,306	100.0%	1,373	100.0%



### 3 保護者のフルタイムへの転換希望

フルタイムへの転換希望があるかは、父親は「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が59.3%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が25.9%、母親は「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が60.0%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が27.1%などの順となっています。

区 分	父親の就労		母親の就労	
	実 数	%	実 数	%
1. フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	16	59.3%	36	7.6%
2. フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	7	25.9%	128	27.1%
3. パート・アルバイト等の就労を続けることを希望	2	7.4%	284	60.0%
4. パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい	1	3.7%	25	5.3%
無回答	1	3.7%	0	0.0%
総 計	27	100.0%	473	100.0%

### 4 就労している保護者【父親】の平均的な1日当たりの就労時間

父親の平均的な1日当たりの就労時間は、「9時間～10時間未満」が25.8%と最も高く、次いで「10時間～11時間未満」が21.8%、「11時間～12時間未満」が16.8%の順となっており、「8時間以上」が全体の98.4%を占めており、長時間労働が多く見られることも、母親が主に子育てを担っている一つの理由として考えられます。

区 分	実 数	%
5時間未満	7	0.6%
5時間～6時間未満	5	0.4%
6時間～7時間未満	2	0.2%
7時間～8時間未満	4	0.3%
8時間～9時間未満	75	6.3%
9時間～10時間未満	308	25.8%
10時間～11時間未満	260	21.8%
11時間～12時間未満	201	16.8%
12時間～13時間未満	187	15.7%
13時間～14時間未満	67	5.6%
14時間～15時間未満	35	2.9%
15時間以上	42	3.5%
総 計	1,193	100.0%

## 5 就労している保護者【母親】の平均的な1日当たりの就労時間

母親の平均的な1日当たりの就労時間は、「9時間～10時間未満」が32.9%と最も高く、次いで「8時間～9時間未満」が19.4%、「7時間～8時間未満」が12.7%の順となっています。

母親の就労時間について、前回調査時と比較すると、8時間以上の就労が9.7ポイント増加し63%（前回調査時53.3%）となり、この5年間で母親の就労時間が長くなっていることがうかがえます。

区 分	実 数	%
4時間未満	16	1.8%
4時間～5時間未満	52	5.8%
5時間～6時間未満	72	8.0%
6時間～7時間未満	78	8.7%
7時間～8時間未満	114	12.7%
8時間～9時間未満	174	19.4%
9時間～10時間未満	295	32.9%
10時間～11時間未満	66	7.4%
11時間～12時間未満	17	1.9%
12時間以上	13	1.4%
総 計	897	100.0%

## 6 就労していない保護者の就労意向

母親の就労意向は、79.2%（前回調査時71.7%）と高い割合となっています。そのうち「1年より先、一番下の子どもが一定の年齢になった頃に就労したい」が49.7%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に、パートタイム、アルバイト等で就労したい」が24.2%などの順となっています。

また、「〇〇歳になった頃」は、「3歳」が36.6%と最も高く、次いで「7歳」が15.5%の順となっています。

「パート等の希望日数・時間」は、希望日数は「5日」が46.7%と最も高く、次いで「4日」が35.6%、希望時間は「5時間」が41.6%と最も高く、次いで「6時間」が29.2%の順となっています。

区 分	父親の就労		母親の就労	
	実 数	%	実 数	%
子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）	2	25.0%	78	20.7%
1年より先、一番下の子どもが〇〇歳になった頃に就労したい	2	25.0%	187	49.7%
すぐにでも、もしくは1年以内に、フルタイムで就労したい	4	50.0%	20	5.3%
すぐにでも、もしくは1年以内に、パートタイム、アルバイト等で就労したい	0	0.0%	91	24.2%
総 計	8	100.0%	376	100.0%

区 分	実数	%
1歳	14	7.2%
2歳	18	9.3%
3歳	71	36.6%
4歳	18	9.3%
5歳	5	2.6%
6歳	21	10.8%
7歳	30	15.5%
8歳	6	3.1%
10歳	6	3.1%
12歳	3	1.5%
13歳	2	1.0%
総 計	194	100.0%

希望日数（1週当たり）		
区 分	実 数	%
2日	1	1.1%
3日	15	16.7%
4日	32	35.6%
5日	42	46.7%
総 計	90	100.0%

希望時間（1日当たり）		
区 分	実 数	%
2時間	0	0.0%
3時間	2	2.2%
4時間	19	21.3%
5時間	37	41.6%
6時間	26	29.2%
7時間	4	4.5%
8時間	1	1.1%
9時間	0	0.0%
総 計	89	100.0%

## 7 教育・保育事業の定期的な利用状況

「教育・保育の事業」を「定期的」に利用しているかは、「利用している」が76.1%と最も高く、次いで「利用する必要がない」が16.0%、「利用したいが利用できない」が7.9%となっています。

また、「利用している」と回答した人の「利用施設の所在地」は、「霧島市内」が98.8%となっています。

利用の有無	実数	%
利用している	1,042	76.1%
利用したいが利用できない	108	7.9%
利用する必要がない	219	16.0%
総計	1,369	100.0%



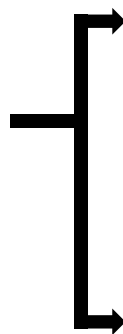
利用の有無	実数	%
霧島市内	1,352	98.8%
他の市町村	17	1.2%
総計	1,369	100.0%

## 8 利用している教育・保育事業の種別

利用している事業は、「認定こども園」が57.2%と最も高く、次に「幼稚園」23.2%、「認可保育園」14.5%の順となっています。

また、幼稚園利用者のうち、預かり保育の利用は52.7%と半数以上を占め、長期休業期間中（夏休み等）の利用希望がある人は70.7%となっています。「希望利用開始時間」は、「8時」が46.3%と最も高く、次いで「9時」が40.2%、「希望利用終了時間」は、「17時」が26.8%と最も高く、次いで「18時以降」が23.2%の順となっています。

区分	実数	%
認可保育園	153	14.5%
幼稚園	245	23.2%
認定こども園	605	57.2%
小規模保育施設	9	0.9%
家庭的保育	2	0.2%
事業所内保育施設	10	0.9%
認可外保育施設	33	3.1%
居宅訪問型保育	0	0.0%
ファミリー・ホール・セター	0	0.0%
その他	0	0.0%
総計	1,057	100.0%



ア 幼稚園 預かり保育の定期的な利用		
利用の有無	実数	%
利用している	129	52.7%
利用していない	116	47.3%
総計	245	100.0%

イ 幼稚園 長期休業期間中（夏休み等）の教育・保育事業の利用希望		
利用希望の有無	実数	%
利用希望がある	82	70.7%
利用希望はない	34	29.3%
総計	116	100.0%

希望利用開始時間		
区分	実数	%
7時	10	12.2%
8時	38	46.3%
9時	33	40.2%
10時	0	0.0%
11時以降	1	1.2%
総計	82	100.0%

希望利用終了時間		
区分	実数	%
14時前	3	3.7%
14時	7	8.5%
15時	16	19.5%
16時	15	18.3%
17時	22	26.8%
18時以降	19	23.2%
総計	82	100.0%

## 9 教育・保育の事業を定期的にご利用している理由

平日に教育・保育の事業を定期的にご利用している理由は、「子育てをしている方が、現在就労している」が78.1%と最も高く、次いで「上記の事情はないが、子どもの教育や発達のため」が15.3%の順となっています。

区 分	実 数	%
子育てをしている方が、現在就労している	792	78.1%
子育てをしている方が、就労予定がある／求職中である	38	3.7%
子育てをしている方が、家族・親族などを介護している	1	0.1%
子育てをしている方が、病気や障害がある	4	0.4%
子育てをしている方が、学生である	4	0.4%
上記の事情はないが、子どもの教育や発達のため	155	15.3%
その他	20	2.0%
総 計	1,014	100.0%

## 10 教育・保育の事業の今後の利用希望（教育・保育事業を定期的にご利用している保護者）

今後定期的にご利用したい教育・保育の事業は、「認定こども園」が55.8%と最も高く、次いで「幼稚園」が24.5%、「認可保育園」が15.1%の順となっています。

また、「幼稚園」を利用したいと回答した人の「預かり保育の定期的な利用希望」は、「利用したい」が97.8%となっています。

区 分	実数	%
認可保育園	159	15.1%
幼稚園	257	24.5%
認定こども園	586	55.8%
家庭的保育	1	0.1%
小規模保育施設	1	0.1%
事業所内保育施設	1	0.1%
認可外保育施設	14	1.3%
居宅訪問型保育	0	0.0%
ファミリー・サポート・センター	1	0.1%
その他	1	0.1%
利用の希望はない	30	2.9%
総 計	1,051	100.0%



幼稚園 預かり保育の定期的な利用希望		
区 分	実 数	%
利用したい	175	97.8%
利用しない	4	2.2%
総 計	179	100.0%

## 11 教育・保育事業を利用していない理由

利用していない理由は、「父母のいずれかが就労していないなどの理由で、利用する必要がない」が38.4%と最も高く、次いで「子どもがまだ小さいため、一定の年齢になったら利用しようと考えている」が24.4%の順となっています。

また、希望年齢別にみると「1歳」が68.6%と最も高く、次いで「3歳」が22.9%の順となっています。

区 分	実 数	%
父母のいずれかが就労していないなどの理由で、利用する必要がない	220	38.4%
子どもの教育や発達のため、自分で子育てしたい	46	8.0%
子どもの祖父母や親戚の人に預けている	47	8.2%
近所の人や父母の友人・知人に預けている	1	0.2%
利用したいが、保育・教育の事業に空きがない	48	8.4%
利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない	23	4.0%
利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない	5	0.9%
利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない	17	3.0%
子どもがまだ小さいため、〇〇歳くらいになったら利用しようと考えている	140	24.4%
その他	26	4.5%
総 計	573	100.0%

利用したい年齢（「〇〇歳くらい」）

区 分	実 数	%
1歳	96	68.6%
2歳	6	4.3%
3歳	32	22.9%
4歳	6	4.3%
5歳	0	0.0%
6歳	0	0.0%
7歳	0	0.0%
総 計	140	100.0%

## 12 教育・保育の事業の今後の利用希望（教育・保育事業を定期的に利用していない保護者）

今後、定期的に利用したい教育・保育の事業は、「認定こども園」が45.2%と最も高く、次いで「幼稚園」が36.7%、「認可保育園」が14.5%の順となっています。

また、「幼稚園」を利用したいと回答した人の「預かり保育の定期的な利用希望」は、「利用したい」が62.8%となっています。

区 分	実数	%
認可保育園	80	14.5%
幼稚園	203	36.7%
認定こども園	250	45.2%
家庭的保育	0	0.0%
小規模保育施設	3	0.5%
事業所内保育施設	1	0.2%
認可外保育施設	6	1.1%
居宅訪問型保育	0	0.0%
ファミリー・サポート・センター	1	0.2%
その他	2	0.4%
利用の希望はない	7	1.3%
総 計	553	100.0%



幼稚園 預かり保育の定期的な利用希望		
区 分	実 数	%
利用したい	137	62.8%
利用しない	81	37.2%
総 計	179	100.0%

### 13 保護者の疾病や私用などの理由による、不定期の教育・保育事業の利用状況

不定期に事業を利用しているかは、「利用していない」が83.2%、「利用している」が16.8%となっています。

また、「利用していない」と回答した人の「利用していない理由」は、「保育園等での一時預かり」が41.3%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育（不定期の利用のみ）」が36.8%などの順となっています。

区分	実数	%
利用している	233	16.8%
利用していない	1,155	83.2%
総計	1,388	100.0%



利用していない理由（複数回答）		
区分	実数	%
保育園等での一時預かり	100	41.3%
ファミリー・サポート・センター	16	6.6%
幼稚園の預かり保育 （不定期の利用のみ）	89	36.8%
短期入所生活援助事業 （ショートステイ）	1	0.4%
夜間養護事業（トワイライト）	0	0.0%
ベビーシッター	2	0.8%
その他	34	14.0%
総計	242	100.0%

### 14 保護者の疾病や私用などの理由による、不定期の教育・保育事業の必要性、利用目的

事業を利用する必要があるかは、「必要がある」が53.5%、「必要がない」が46.5%となっています。

また、「必要がある」と回答した人の「事業の利用を必要とする目的」は、「私用」が56.1%と最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、保護者の疾病、育児疲れなど」が49.5%、「不定期の就労」が22.5%などの順となっています。

区分	実数	%
必要がない	645	46.5%
必要がある	743	53.5%
総計	1,388	100.0%



事業の利用を必要とする目的		
区分	実数	%
私用	417	56.1%
不定期の就労	167	22.5%
冠婚葬祭、学校行事、保護者の 疾病、育児疲れなど	368	49.5%
その他	35	4.7%
総計	743	100.0%



## 15 地域子育て支援拠点事業の利用状況、今後の利用希望

地域子育て支援拠点事業を利用しているかは、「利用していない」が79.7%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業を利用している」が14.7%などの順となっています。

また、今後、地域子育て支援拠点事業を利用したいかは、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が68.8%と最も高く、次いで「今は利用していないが、今後、地域子育て支援拠点事業を利用したい」が22.2%などの順となっています。

### 現在の利用状況

区 分	実 数	%
地域子育て支援拠点事業を利用している	191	14.7%
その他の類似の事業を利用している	72	5.6%
利用していない	1,033	79.7%
総 計	1,296	100.0%

### 今後の利用状況

区 分	実 数	%
今は利用していないが、今後、地域子育て支援拠点事業を利用したい	271	22.2%
すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい	109	8.9%
新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない	838	68.8%
総 計	1,218	100.0%

16 病児・病後児施設利用希望・希望日数・利用を希望しない理由

病児・病後児保育施設等の利用を希望するかは、「利用したいと思わない」が43.3%、「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」が20.7%となっています。

病児・病後児保育施設等を利用したい日数は、「5日未満」が51.2%と最も高く、次いで「5日～10日未満」が24.0%などの順となっています。

病児・病後児保育施設の利用を希望しない理由は、「親が仕事を休んで対応できる」が31.6%と最も高く、次いで「他人に預けるのは不安」が22.1%などの順となっています。

病児・病後児保育施設等の利用希望

区 分	実 数	%
できれば病児・病後児保育施設等を利用したい	287	20.7%
利用したいと思わない	601	43.3%
無回答	500	36.0%
総 計	1,388	100.0%

利用したい日数（できれば病児・病後児保育施設等を利用したいと回答した人を対象）

区 分	実 数	%
5日未満	147	51.2%
5日～10日未満	69	24.0%
10日～15日未満	34	11.8%
15日～20日未満	3	1.0%
20日～25日未満	12	4.2%
25日以上	5	1.7%
その他	17	5.9%
総 計	287	100.0%

病児・病後児保育施設の利用を希望しない理由（利用したいと思わないと回答した人を対象）

区 分	実 数	%
他人に預けるのは不安	232	22.1%
事業の内容に不安がある	39	3.7%
事業を行っている場所や利用時間が合わない	65	6.2%
利用料がかかる・高い	164	15.6%
利用方法・利用料がわからない	96	9.1%
親が仕事を休んで対応できる	332	31.6%
その他	122	11.6%
総 計	1,050	100.0%

17 各事業の認知度、利用度、利用希望

各事業の認知度、利用度、利用希望は下記の通りとなっています。

	認知度 (知っている)		利用度 (これまでに利用 したことがある)		利用希望 (今後利用したい)	
	実数	%	実数	%	実数	%
市役所の家庭児童相談員	612	44.1%	50	3.6%	255	18.4%
保健センターの育児相談・育児教室	1,105	79.6%	429	30.9%	557	40.1%
家庭教育学級・家庭教育講演会	386	27.8%	109	7.9%	276	19.9%
青少年育成センター・教育支援センター	332	23.9%	34	2.4%	214	15.4%
市のこどもセンター	695	50.1%	348	25.1%	465	33.5%
保育園等に併設されている子育て支援センター	734	52.9%	328	23.6%	483	34.8%
キッズパークきりしま	1,196	86.2%	713	51.4%	821	59.1%
隼人総合福祉センターのつどいの広場	345	24.9%	102	7.3%	297	21.4%
ファミリー・サポート・センター	576	41.5%	44	3.2%	336	24.2%
市こども発達サポートセンター（あゆみ）	639	46.0%	173	12.5%	346	24.9%
教育・保育サービスに関する専門相談員					441	31.8%
総計	1,388	100.0%	1,388	100.0%	1,388	100.0%

18 小学校に就学した際の希望する放課後（平日の授業終了後）の居場所

小学校低学年の放課後に過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ」が32.0%と最も高く、次いで「自宅」が27.0%、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が23.5%などの順となっています。

小学校高学年の放課後に過ごさせたい場所は、「自宅」が33.2%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」が28.4%、「放課後児童クラブ」が20.3%などの順となっています。

小学校低学年（1年生～3年生）

区 分	実 数	%
自宅	458	27.0%
祖父母宅や友人・知人宅	158	9.3%
習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）	400	23.5%
放課後児童クラブ	543	32.0%
ファミリー・サポート・センターやキッズパークきりしま	12	0.7%
公共施設、公園など	121	7.1%
その他	7	0.4%
総 計	1,699	100.0%

小学校高学年（4年生～6年生）

区 分	実 数	%
自宅	568	33.2%
祖父母宅や友人・知人宅	162	9.5%
習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）	487	28.4%
放課後児童クラブ	347	20.3%
ファミリー・サポート・センターやキッズパークきりしま	6	0.4%
公共施設、公園など	137	8.0%
その他	6	0.4%
総 計	1,713	100.0%

## 1 放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブの利用状況は、「いいえ」が58.8%、「はい」が36.8%となっています。

また、「いいえ」と回答した人の「放課後児童クラブを利用していない理由」は、「現在、就労していないなど、利用する必要がないため」が59.6%と最も高くなっています。

区 分	実 数	%
はい	257	36.8%
いいえ	411	58.8%
総 計	668	100.0%

## 放課後児童クラブを利用していない理由

区 分	実 数	%
現在、就労していないなど、利用する必要がないため	246	59.6%
利用する理由はあるが、放課後児童クラブを知らなかったから	0	0.0%
// 放課後児童クラブが近くにないため	3	0.7%
// 放課後児童クラブに空きがないため	15	3.6%
// 放課後児童クラブの開所時間が短いため	3	0.7%
// 放課後児童クラブは利用料がかかるため（利用料が高いため）	55	13.4%
// 子どもは習い事をしているため	21	5.1%
// 放課後の短時間ならば、子どもだけでも大丈夫だと思うため	40	9.7%
// 他の施設に預けているため	2	0.5%
その他	53	12.9%
総 計	411	100.0%

## 2 現在通っている放課後児童クラブへの要望

現在通っている放課後児童クラブに望むことは、「利用料（保育料）の軽減」が18.2%と最も高く、次いで「日曜日や祝日の開所」が9.1%、「施設や設備の改善」が8.8%などの順となっています。

区 分	実 数	%
朝の利用時間の延長	22	3.6%
夕方の利用時間の延長	47	7.8%
土曜日の開所	26	4.3%
日曜日や祝日の開所	55	9.1%
施設や設備の改善	53	8.8%
学校の余裕教室等や学校の敷地内での運営	29	4.8%
指導内容の改善	36	6.0%
指導員（職員）の配置体制の充実	28	4.6%
指導員の資質向上のための研修	33	5.5%
利用料（保育料）の軽減	110	18.2%
ひとり親家庭等の利用料減免	16	2.6%
障がい児の受入体制の充実	3	0.5%
保護者との連絡・協力体制の充実	21	3.5%
安全対策・緊急時対応の整備	36	6.0%
要望・苦痛・相談体制の整備	13	2.2%
運営状況の情報公開	8	1.3%
その他	16	2.6%
特になし	52	8.6%
総 計	604	100.0%

## 6. 本市の子ども・子育て支援に関する課題

子どもと子育て家庭を取り巻く現状 + 前期計画の振り返り + ニーズ調査の結果

見えた  
課題

### 幼児教育・保育の提供体制及び質の確保

本市の潜在的待機児童の9割以上が国分・隼人地区のお子さんとなっており、特に3歳未満児が多い状況になっています。今後、少子高齢化が進展する中、就学前児童数は減少していく見込みですが、女性就業率の向上や令和元年10月から開始された、「幼児教育・保育の無償化」などにより、これまで以上に、保育を必要とする保護者の割合は増えていくものと想定されます。一方、提供区域によっては、利用者が定員に達しない施設もあることから、その時々状況や各地区のニーズの変化に応じた取り組みが必要です。また、保護者が幼児期の教育・保育を幅広く選択できるような、柔軟な供給体制を整える必要があります。更に、人間形成の重要な時期である乳幼児期には質の高い乳幼児期の教育・保育を実践することが求められています。

なお、近年において「保育士」人材は、幼児教育・保育事業だけでなく、発達障がい児支援事業や、放課後児童健全育成事業など、幅広い事業において需要が高く、鹿児島県内においても有資格者の需要が急激に高まっています。保育士の確保は、各事業者における受入定員数の確保、及び企業運営の安定化に関わってくることから、行政と民間事業者が連携して、保育士の育成と確保に注力する必要があります。様々な方向から人材確保の為に策を行っていく必要があります。

### 放課後児童健全育成事業の供給体制及び質の確保

放課後健全育成事業については、受入学年の拡充などにより利用希望が年々増加しているため、保育所等を利用して子どもが小学校に進学した際も利用できるよう、供給体制を確保する必要があります。また、質の維持・向上のため、職員の確保や育成を行うとともに、子どもの発達段階に応じたきめ細かな対応や、障害のある児童など特別な配慮を必要とする児童に対する支援の強化が求められています。更に、要望の多い利用料の軽減や日曜日や祝日の開所についても検討していく必要があります。

### 多様な保育ニーズへの対応や地域における子育て支援の充実

子育て中の保護者の負担感や不安感を軽減するため、リフレッシュの機会や一時的な保育ニーズに応える預かり保育の場の拡充や地域子育て拠点事業及びファミリーサポートセンター事業の充実に取り組む必要があります。

また、子育てに関する悩みを家庭で抱え込まずに、それぞれの家庭に寄り添うことができるような相談支援体制の強化が必要です

### 要保護・要支援児童（家庭）を支援する体制と児童虐待防止策の強化

近年においては、家族以外の第三者と関わり合う機会が減るなど、気軽に相談できる相手が少なくなっており、問題を抱えたまま解決できずにいる保護者も多くみられています。

このような中で、学校生活における不登校やいじめに関する相談、家庭内における虐待に関する相談件数は増加傾向にあり、子どもの命に係わる問題でもあることから、子育てに対する不安感を軽減する支援体制の強化や関係機関との連携による虐待の発生予防、早期発見、早期対応ができる体制のさらなる強化が求められています。



## 第3章 計画の基本的な考え方について

1. 目指すべき方向
2. 計画策定における基本的な視点
3. 施策の体系



## 第3章 計画の基本的な考え方について

### 1. 目指すべき方向

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

本市では、市として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、前期計画における基本理念を引き継ぎ、本計画によって、子ども・子育て支援給付やその他の子ども及び子育て家庭に必要な支援を行うとともに、家庭、学校、地域及び行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力を図り、安心して子どもを産み、子育てができる社会の実現を目指します。

#### ■ 基本理念

～安心して子どもを産み、子育てができる霧島市～

### 2. 計画策定における基本的な視点

本計画で定める子ども・子育て支援とは、家庭が教育の原点であり、出発点であることを前提としつつ、子どもや子育てを取り巻く環境の変化を踏まえながら、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する不安や孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら、親としての成長や子育て及び子どもの成長に喜びを感じることができるよう支援をしていくことです。支援にあたっては、引き続き、次の3つの視点に基づいて取り組んでいきます。

#### (1) すべての子どもの健やかな成長を支える ～子どもの育ちの視点～

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達を保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準の支援が必要となります。

人格形成の基礎が培われる幼児期の重要性や特性を踏まえながら、その心身の成長及び発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じて、子どもの健やかな成長が保障されるような取り組みを進めていきます。

また、学童期における子どもの放課後の居場所づくりについては「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「放課後児童健全育成事業」と「放課後子供教室」との一体型を中心とした両事業の実施について検討していきます。

## (2) 子育てを通じて親の育ちを支える ～親としての育ちの視点～

親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象にこうしたいわゆる「親育ち」の家庭を支援していくことが必要となります。

妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目のない支援や、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供、発達段階に応じた子どもとの関わり方などに関する保護者の学びの支援を行うことなど、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう取り組みを進めていきます。

## (3) 地域全体で子育て家庭を支える ～地域での支えあいの視点～

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、将来の霧島市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識が必要です。さらには、家庭、学校、地域、職場などの社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要となります。

地域全体で子どもや子育てを見守り支えることができるような支援や、働きながら安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを進めていきます。

また、障害、疾病、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、広く「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取り組みを進めていきます。

さらに、児童虐待防止対策については、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応を行うため、関係機関と連携しながら、きめ細やかな取り組みを推進していきます。

### 3. 施策の体系

#### 第二次霧島市総合計画（上位計画）

##### 子育て関連施策と基本事業の体系

施策	基本事業
安心して子どもを産み育てられる環境の充実	①妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実
	②多様なニーズに応じた子育て環境の充実
	③子育てに関する負担軽減の推進
共生社会実現に向けた障がい児（者）の支援	①障がい児の支援体制の充実
人権の尊重と男女共同参画の推進	①人権教育・啓発の推進
	②人権を侵害するあらゆる行為の根絶
	③あらゆる分野における男女共同参画の推進



上位計画の施策を実現するための具体的な行動計画

#### 霧島市子ども・子育て支援事業計画

目指すべき方向	基本的な視点と具体的な取組
安心して子どもを産み、子育てができる霧島市	<p>1 すべての子どもの健やかな成長を支える ～子どもの育ちの視点～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供（量の確保）</li> <li>②質の高い教育・保育の推進（質の確保）</li> <li>③教育・保育施設と家庭等の連携の推進</li> <li>④食育の推進</li> </ul>
	<p>2 子育てを通じて親の育ちを支える ～親としての育ちの視点～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①安心・安全な妊娠・出産への支援の充実</li> <li>②小児保健医療の充実</li> <li>③親子で健やかに成長するための子育て支援</li> </ul>
	<p>3 地域全体で子育て家庭を支える ～地域での支えあいの視点～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①療育等が必要な子どもと家庭への支援</li> <li>②ひとり親家庭への自立支援</li> <li>③虐待防止など要保護児童等対策</li> <li>④仕事と家庭が両立できる職場環境の実現</li> </ul>



## 第4章 施策の展開

1. 基本的な視点に基づく具体的な取組
2. 本計画における数値目標（量の見込と確保の方策）
3. 新・放課後子ども総合プランに基づく取組
4. 放課後児童クラブ施設整備の取組

## 第4章 施策の展開

### 1. 基本的な視点に基づく具体的な取組

#### (1) 「子どもの育ちの視点」に基づく取組

##### ① 幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供（量の確保）

就学前児童数の推移や幼児教育・保育の無償化によるニーズの動向を見極めつつ、子どもや保護者の選択に基づき、教育・保育が受けられるような提供体制の確保や地域の教育・保育施設の活用に努めます。

また、子育てをしている方が、安心して働くことができるよう、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育及び放課後児童クラブ等の保育サービスの充実や供給体制の確保に努めます。

具体的な取組	取組内容
幼児期の学校教育・保育及び地域型保育事業の提供	多様な保育・教育ニーズへ柔軟に対応ができるよう、既存の教育・保育資源の活用を図るとともに、不足が見込まれる定員の拡充や良質な教育・保育環境の提供に資する教育・保育施設の整備等を計画的に行い、提供体制等の確保を進めます。
多様な保育サービスの提供	子育てと仕事の両立支援のために、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育事業などについて、必要な際に利用ができるような供給体制の確保を進めます。
放課後児童クラブの拡充及び放課後子供教室との一体的な実施	放課後児童クラブの拡充により、放課後児童クラブの待機児童の解消を図るとともに、国の「新・放課後こども総合プラン」に基づき、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室との一体型を中心とした両事業の実施について、関係機関と連携を図りながら検討します。
保育・幼児教育を担う人材の確保	保育所等の整備・拡充などに伴い新たに必要となる保育・幼児教育の人材を確保するために、保育士養成施設の学生、潜在保育士等に対し、本市保育施設への就職につながるよう、保育士養成施設やハローワーク等と連携した取組を行うとともに、これまで実施してきた霧島市保育人材バンク事業の充実や、保育所等の利用調整における本市の保育所等に勤務する保育士の子の優先的取り扱いを継続します。

#### 数値目標

- 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等の利用見込数とそれに対する提供数の目標値
- 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ及び一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の利用見込数とそれに対する提供数の目標値

##### ② 質の高い教育・保育の推進（質の確保）

認定こども園は、幼稚園・保育所においてこれまで培われてきた知識・技能など双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことのできる施設です。

認定こども園が保護者の就労状況やその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れることのできる施設であることを踏まえ、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行が円滑に進むような支援を行います。

また、幼児教育・保育等の質の向上に資するよう、幼稚園教諭・保育士と放課後児童支援員の意見交換の場や合同研修等の実施により専門性の向上を図り、教育・保育・放課後児童健全育成事業の一体的な提供の推進に向けた相互理解に努めます。

さらに、教育・保育に関する専門性を有する「幼児教育アドバイザー」等の配置・確保を目指します。

具体的な取組	取組内容
認定こども園への移行に対する支援	現在の教育・保育施設の利用状況及び利用希望に沿って、教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、地域の実情や施設の状況、教育・保育提供区域を考慮するとともに、幼児教育・保育の無償化の影響も踏まえながら、移行を希望する幼稚園、保育所に対して支援を行い、保護者・子どもの教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅を広げていきます。
適正な集団規模の確保	移行に際しては、子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。
幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員の合同研修等の実施	幼稚園教諭・保育士と放課後児童支援員の意見交換の場や合同研修等の実施により専門性の向上を図り、教育・保育・放課後児童健全育成事業の一体的な提供の推進に向けた相互理解に努めます。
幼児教育アドバイザーの配置・確保	保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、市内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」等の配置・確保を目指します。

### ③教育・保育施設と家庭等の連携の推進

認定こども園、幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担っていることから、地域型保育事業者及び地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うなど、事業者間の連携を推進します。また、小学校生活への円滑な接続のための連携や家庭との連携を推進します。

具体的な取組	取組内容
家庭との連携	教育・保育施設においては、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えるとともに、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことや、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うことなど、家庭との連携を推進します。
小学校との連携	教育・保育施設と小学校の職員及び放課後児童支援員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう、教育・保育施設や放課後児童クラブ等を支援しながら、教育委員会における取組との連携を推進していきます。
地域型保育事業者等との連携	地域型保育事業の卒園児のための保育の場の確保にあたっては、地域型保育事業者による保育の提供の終了後も、必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、保育所等との協定書の締結、保育所等の利用調整における調整基準点の加算など、円滑な接続につながる取組を行います。

#### ④食育の推進

「健康きりしま21（第3次）」に基づき、家庭、教育・保育施設等のあらゆる場で、各年代に応じた食育を推進します。

具体的な取組	取組内容
保育所等での食育推進 (出前講座)	保育所等は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う乳幼児期に、多くの時間を過ごすところであることから、子どもの生活リズムを整えるため、出前講座を通して「早寝・早起き・朝ごはん」運動に家庭や地域と連携して取り組みます。

#### (2)「親としての育ちの視点」に基づく取組

##### ①安心・安全な妊娠・出産への支援の充実

妊産婦に対する健康診査をはじめ、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導等、本市の母子保健部門の推進計画である「健康きりしま21（第3次）」の取組と連携し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を推進していきます。

具体的な取組	取組内容
妊産婦の適切な健康管理への支援	安心して妊娠・出産ができるように、子育て世代包括支援センターに専任の母子保健コーディネーターを配置し、支援体制の充実に努めます。また、妊婦健診・産婦健診の公費助成を行い、妊産婦の健康管理に努め、特定不妊治療費助成や粉ミルク券支給、産後ケア事業等の母子保健サービスの充実に図り、適切な支援に努めます。

数 値 目 標
●妊婦健診の見込み数とそれに対する目標値

##### ②小児保健医療の充実

妊産婦健診や乳幼児健診の重要性について周知を図ることにより受診率を向上させ、異常の早期発見・早期治療につなげる体制づくりに努めるとともに、専門的医療の体制整備等の充実を目指していきます。また、休日・夜間の救急医療機関の周知や、緊急時の対応についての学習機会の提供、家庭での事故防止対策等の推進に努めます。

具体的な取組	取組内容
緊急時に対応するための家庭での対策	救急時にすぐ対応できるよう、休日・夜間の救急医療機関の周知や、心配蘇生法等の情報提供及び普及、家庭での事故防止対策や乳児突然死症候群（SIDS）予防対策の推進に努めます。
予防接種の実施率の向上	定期予防接種の実施率を向上させ、疾病の予防に努めます。
専門的医療・相談事業の充実	障害のある子どもや病気にかかっている子どもが健やかに安心して生活できるように、子どもとその家族に対して、専門的な医療情報の提供や専門的相談体制の充実に努めます。



### ③親子で健やかに成長するための子育て支援

子育てに孤立感や負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、全ての子どもや子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じて、子育ての安心感や充足感を得られるような、親子同士の交流の場づくり、子育て相談、情報提供など、地域で子育てを応援する環境づくりに努めます。

具体的な取組	取組内容
地域で子育てを応援する環境づくり	地域子育て支援拠点を活用し、親子同士の交流の場や子育て情報の提供、子育て相談を行います。また、母子保健推進員による乳児家庭全戸訪問やファミリーサポート・センターの充実、親子で楽しめる「こども館」の設置など、地域で子育てを応援する環境づくりに努めます。
認定こども園等の地域子育て支援活動の推進	認定こども園等の身近な施設が地域に開かれ、地域と共にあることで、保護者のみならず地域の人々も子供の活動支援や見守りに参加することが可能となります。このようなことから、認定こども園での保護者や地域の子育て力の向上に向けた子育て支援活動の推進に努めます。
子育て支援に重点をおいた健診や相談の充実	育児不安や育児困難を抱える保護者への相談体制や、発育発達に関するより専門的な相談体制の整備、乳幼児健診等の充実、各相談機関との連携に努めます。
子育て支援情報の提供	子育てに関する情報を、誰もが受け取りやすく、わかりやすく、利用しやすいように、本市のホームページや子育てに関する情報誌を活用して提供に努めます。
地域の子育て支援ネットワークの構築	霧島市こどもセンターを核施設として、各地域の地域子育て支援拠点、教育・保育施設や関係機関と連携し、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりに努めます。
経済的な支援の充実	子育て世帯が抱える経済的負担の軽減を図るため、各種手当等の支給、子どもに係る医療費の助成、幼稚園に通う低所得者等の子どもの副食費助成などを行います。
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給の確保が図れるような給付を行います。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、鹿児島県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、鹿児島県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。
外国につながる幼児への支援・配慮	海外から帰国した子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子どもなど、今後は「外国に繋がる子ども」の増加が見込まれるため、そのような子どもが教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対する必要な支援を検討します。

#### 数 値 目 標

●利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業の見込数とそれに対する目標値



### (3)「地域での支えあいの視点」に基づく取組

#### ①療育等が必要な子どもと家庭への支援

「第2次霧島市障がい者計画・第5期障害福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」と連携しながら、乳幼児期からの疾病・障がいの早期発見や適切な医療及び療育体制の整備に努めます。

また、保護者に対し、障害やその対応方法等の知識の普及を図り、相談支援体制の整備に取り組みます。

具体的な取組	取組内容
疾病・障害の早期発見と専門的な医療等の提供	障害の原因となる疾病の早期発見や事故の予防、治療及び療育の推進を図るため、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を推進します。また、早期の医学的評価や診察・診断が可能な体制の構築、児童発達支援をはじめとする療育支援体制の充実に努めるとともに、保護者に対し、障害やその対応方法等の知識の普及を図ります。
幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上	学習障害（LD）、注意欠如多動症（ADHD）、自閉スペクトラム症といった発達障害のある子どもを含めた特別な支援が必要な障がい児に対応するため、幼稚園教諭、保育士、放課後児童支援員や教員等の資質向上を図りつつ、就学支援を含めた特別支援教育の体制整備等の一貫した取り組みを推進します。
教育・保育施設等での障がい児や医療的ケア児の受け入れ推進	関係機関との連携を図りながら、教育・保育施設や放課後児童クラブ等での、障がい児や医療的ケア児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進します。また、医療的ケア児の教育・保育施設での受入の推進については、平成31（令和元）年度に実施した医療的ケア児保育支援モデル事業を通じて作成したガイドラインや蓄積したノウハウを活用し、管内の保育所等への受入等に関する助言等を行います。
経済的な支援の充実	特別児童扶養手当や小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付などによる経済的支援を推進します。

#### ②ひとり親家庭への自立支援

母子家庭及び父子家庭に対し、子育て、就業、経済的支援等総合的な対策を推進します。

具体的な取組	取組内容
各事業の利用の際の配慮	子育て支援ショートステイ事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進します。
就業支援	ひとり親家庭等高等職業訓練促進事業などを活用した就業支援を推進します。
経済的な支援の充実	児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成などによる経済的支援を推進します。

#### ③虐待防止など要保護児童等対策

保護者の養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

また、児童相談所の専門性や権限を要する場合には、適切に援助を求めるなど、県や関係機関との連携の強化を図ります。

具体的な取組	取組内容
発生予防、早期発見、早期対応等	<p>児童虐待の発生予防・早期発見を行うため、地域の医療機関等との連携の強化、健康診査や保健指導等の母子保健施策の実施を通じて、妊娠、出産及び育児期に保護者の養育支援を必要とする家庭や支援を必要とされる妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。</p> <p>また、子どもの権利擁護に関しては、体罰によらない子育ての推進を図ります。</p>
関係機関との連携及び相談体制の強化	<p>地域の関係機関の連携並びに、情報の収集及び共有により支援を行う目的で設置されている「霧島市要保護児童対策地域協議会」の組織の強化を図るとともに「市町村子ども家庭総合支援拠点」の整備を行います。</p> <p>また、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、児童相談所の専門性や権限を要する場合に、児童相談所に適切に援助を求めるなど、相互に協力して、連携の強化を図ります。</p>
社会的養護施設との連携	<p>子育て支援ショートステイ事業の確保に努めるとともに、事業を実施する児童養護施設など、社会的養護施設との連携を図ります。</p> <p>また、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備を進めるため、県が行う里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発を行うなど、県をはじめ関係機関との連携を図ります。</p> <p>母子生活支援施設については、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図ります。</p>

#### 数 値 目 標

●養育支援訪問・要保護児童等の支援、子育て短期支援事業の見込み数とそれに対する目標値

#### ④仕事と家庭が両立できる職場環境の実現

保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えていきます。

また、子育てと仕事の調和を図るための意識啓発と環境の整備を推進します。

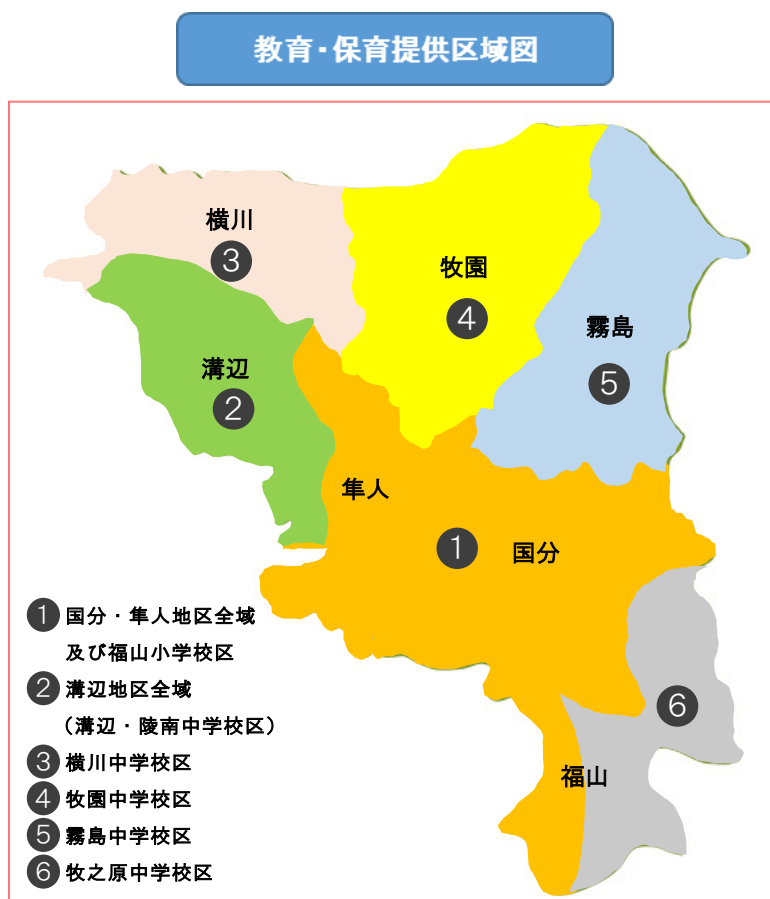
具体的な取組	取組内容
育児休業後等の教育・保育施設の円滑な利用	<p>保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。</p> <p>また、育児休業復帰の際の保育所等の利用調整における調整基準点の加算を継続します。</p>
仕事と生活の調和を図るための意識啓発と環境の整備	<p>性別にかかわらず家庭生活と社会生活を両立するために、「第2次霧島市男女共同参画計画」における取組と連携しながら、男女ともワーク・ライフ・バランスの取れるような環境整備を推進していきます。</p>

## 2. 本計画における数値目標（量の見込みと確保方策）

### （1）教育・保育提供区域の設定

本市内の各地域における現在の教育・保育の利用状況、地理的条件などその他の条件を総合的に勘案して、6区域を設定します。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、各事業の利用状況、実態によっては、事業ごとに設定します。



### （2）各年度における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容について

#### ①量の見込み

本市に居住する子ども及びその保護者の教育・保育等の利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、バランスのとれた教育・保育等の提供が行われるよう、地域の実情などを勘案し、下表のとおり提供区域ごとに量の見込みを設定します。

また、教育・保育の量の見込みの設定にあたっては、満3歳未満の子どもの保育利用希望が多い状況を踏まえ、満3歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所、地域型保育事業などの利用者数の割合（保育利用率）を目標値として設定します。

区分	量の見込み
教育・保育	必要利用定員総数
地域子ども・子育て支援事業	施設数・年間延べ利用者数など

## ②提供体制の確保内容

保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、現在の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び今後の利用希望を勘案し、提供体制の確保内容を定めます。

なお、本計画では、企業主導型保育事業<sup>※6</sup>の地域枠についても確保方策に含めています。

## (3) 幼児期の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保内容

### ①本市の保育利用率（満3歳未満の子どもの数全体に占める教育・保育施設利用者数の割合）

令和2年度から令和6年度 ⇒ **56.55%**

### ②教育・保育提供体制の確保内容の基本的な考え方

1号認定・2号認定については、令和2年度で確保量（供給）が量の見込（需要）を上回る見込みですが、幼児教育・保育の無償化等を踏まえて、保護者の多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応できるようにする必要があります。また、3号認定については、量の見込みに対して、教育・保育施設が不足している提供区域がありますので、次のような取り組みにより教育・保育提供体制の確保を図ります。

#### ○認定こども園（教育利用）・幼稚園

教育利用に関するニーズに対しては、既存の幼稚園、認定こども園において対応することを想定していますが、認定こども園の新設等（保育所等から認定こども園への移行を含む）も確保方策に含めます。

#### ○認定こども園（保育利用）・保育所・地域型事業等

保育利用に関するニーズに対しては、提供区域ごとの人口や歳児別の保育需要等の動向を見極めながら、保育需要の高い区域を中心に、不足の生じている3号認定の受け入れに配慮した定員構成の保育所、認定こども園及び地域型保育事業（小規模保育事業A型）の新設や既存施設の定員拡大、幼稚園等から認定こども園への移行等による対応を想定しています。

## (4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

### ①認定こども園の普及について

教育及び保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労状況の変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れる施設です。本市ではこれまで多くの幼稚園・保育園が認定こども園へと移行しており、移行に当たっては、鹿児島県との調整や必要な情報提供などの支援を行いました。

今後も、幼児教育・保育の無償化による影響を踏まえるとともに、各施設の個別事情を勘案しながら、引き続き、移行に向けた支援を推進していきます。

### ②教育・保育施設等と地域型保育との連携

地域型保育事業（小規模保育事業A型）の卒園後の保育の場の確保にあたっては、地域型保育事業者による保育の提供の終了後も、必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、認可保育所等との間で協定書の締結や保育所等の利用調整における調整基準点の加算などの円滑な接続のための支援を行っています。

今後も、引き続き、教育・保育施設や地域型保育事業の連携に向けた支援の充実を図ります。

※6 企業主導型保育事業：企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設で、国の助成を受けている施設

# ①国分・隼人地区全域及び福山小学校区

年度	認定区分		①量の見込み 必要利用 定員総数	②確保の内容					合計	②-①
				認定 こども園	幼稚園 新制度 移行	保育所	地域型 保育事業	幼稚園 新制度に 移行しない		
令和 2年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,222人	759人	461人			115人	1,335人	113人
		2号認定 (教育-ス)	200人		185人			50人	235人	35人
		2号認定 (保育-ス)	1,513人	1,200人		323人		13人	1,536人	23人
	1-2 歳児	3号認定 (保育)	1,226人	799人		144人	79人	29人	1,051人	-175人
	0 歳児		358人	241人		32人	45人	14人	332人	-26人
令和 3年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,235人	783人	461人			115人	1,359人	124人
		2号認定 (教育-ス)	202人		185人			50人	235人	33人
		2号認定 (保育-ス)	1,529人	1,226人		338人		13人	1,577人	48人
	1-2 歳児	3号認定 (保育)	1,140人	824人		150人	119人	29人	1,122人	-18人
	0 歳児		353人	249人		32人	63人	14人	358人	5人
令和 4年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,195人	783人	461人			115人	1,359人	164人
		2号認定 (教育-ス)	196人		185人			50人	235人	39人
		2号認定 (保育-ス)	1,480人	1,226人		340人		13人	1,579人	99人
	1-2 歳児	3号認定 (保育)	1,124人	824人		149人	132人	29人	1,134人	10人
	0 歳児		348人	249人		31人	69人	14人	363人	15人
令和 5年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,186人	788人	461人			115人	1,364人	178人
		2号認定 (教育-ス)	194人		185人			50人	235人	41人
		2号認定 (保育-ス)	1,468人	1,226人		340人		13人	1,579人	111人
	1-2 歳児	3号認定 (保育)	1,108人	824人		149人	132人	29人	1,134人	26人
	0 歳児		342人	249人		31人	69人	14人	363人	21人
令和 6年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,127人	788人	461人			115人	1,364人	237人
		2号認定 (教育-ス)	184人		185人			50人	235人	51人
		2号認定 (保育-ス)	1,395人	1,226人		345人		13人	1,584人	189人
	1-2 歳児	3号認定 (保育)	1,092人	824人		149人	132人	29人	1,134人	42人
	0 歳児		338人	249人		31人	69人	14人	363人	25人

### 【確保の内容】

- ① 3号認定に不足が生じているため、3号認定の定員に配慮した定員構成の保育施設や地域型保育事業の新設、幼稚園から認定こども園への移行、既存施設の定員拡大等を推進し、不足の解消に取り組みます。

教育・保育提供区域図



## ②溝辺地区全域（溝辺・陵南中学校区）

年度	認定区分		①量の見込み （必要利用 定員総数）	②確保の内容					合計	②-①
				認定 こども園	幼稚園 新制度 移行	保育所	地域型 保育事業	幼稚園 新制度に 移行しない		
令和 2年度	3-5 歳児	1号認定 （教育）	55人	15人	90人			0人	105人	50人
		2号認定 （保育）	169人	42人		134人			176人	7人
	1-2 歳児	3号認定 （保育）	104人	32人		54人	13人		99人	-5人
	0 歳児		28人	6人		22人	6人		34人	6人
令和 3年度	3-5 歳児	1号認定 （教育）	54人	15人	90人			0人	105人	51人
		2号認定 （保育）	167人	42人		135人			177人	10人
	1-2 歳児	3号認定 （保育）	108人	32人		60人	20人		112人	4人
	0 歳児		27人	6人		25人	9人		40人	13人
令和 4年度	3-5 歳児	1号認定 （教育）	54人	15人	90人			0人	105人	51人
		2号認定 （保育）	166人	42人		135人			177人	11人
	1-2 歳児	3号認定 （保育）	105人	32人		60人	20人		112人	7人
	0 歳児		26人	6人		25人	9人		40人	14人
令和 5年度	3-5 歳児	1号認定 （教育）	54人	15人	90人			0人	105人	51人
		2号認定 （保育）	167人	49人		135人			184人	17人
	1-2 歳児	3号認定 （保育）	102人	34人		60人	20人		114人	12人
	0 歳児		25人	7人		25人	9人		41人	16人
令和 6年度	3-5 歳児	1号認定 （教育）	55人	15人	90人			0人	105人	50人
		2号認定 （保育）	169人	49人		149人			198人	29人
	1-2 歳児	3号認定 （保育）	99人	34人		64人	20人		118人	19人
	0 歳児		24人	7人		27人	9人		43人	19人

### 【確保の内容】

- ① 3号認定に不足が生じているため、保育所定員の弾力的な運用を勘案したうえで、3号認定の定員に配慮した定員構成の保育施設や地域型保育事業の新設、幼稚園から認定こども園への移行、既存施設の定員拡大等を推進し、不足の解消に取り組みます。

### 教育・保育提供区域図





### ③横川中学校区

年度	認定区分		①量の見込み 必要利用 定員総数	②確保の内容					合計	②-①
				認定 こども園	幼稚園 新制度 移行	保育所	地域型 保育事業	幼稚園 新制度に 移行しない		
令和 2年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	5人	0人	0人			0人	0人	-5人
		2号認定 (保育)	45人	0人		75人		75人	30人	
	0 歳児	1-2 歳児	20人	0人		27人	0人	27人	7人	
		3号認定 (保育)	5人	0人		8人	0人	8人	3人	
令和 3年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	5人	0人	0人			0人	0人	-5人
		2号認定 (保育)	45人	0人		60人		60人	15人	
	0 歳児	1-2 歳児	19人	0人		22人	0人	22人	3人	
		3号認定 (保育)	5人	0人		8人	0人	8人	3人	
令和 4年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	4人	0人	0人			0人	0人	-4人
		2号認定 (保育)	39人	0人		50人		50人	11人	
	0 歳児	1-2 歳児	18人	0人		22人	0人	22人	4人	
		3号認定 (保育)	5人	0人		8人	0人	8人	3人	
令和 5年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	4人	0人	0人			0人	0人	-4人
		2号認定 (保育)	36人	0人		50人		50人	14人	
	0 歳児	1-2 歳児	17人	0人		22人	0人	22人	5人	
		3号認定 (保育)	5人	0人		8人	0人	8人	3人	
令和 6年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	4人	0人	0人			0人	0人	-4人
		2号認定 (保育)	37人	0人		50人		50人	13人	
	0 歳児	1-2 歳児	17人	0人		22人	0人	22人	5人	
		3号認定 (保育)	5人	0人		8人	0人	8人	3人	

#### 【確保の内容】

- ① 提供区域内に教育施設が設置されていない状況ではありますが、提供区域外の教育施設への利用実態があることから、提供区域外の教育施設において、1号認定を確保します。
- ② 現状において、提供区域内の保育ニーズは確保されています。不足が生じた場合は、保育所定員の弾力的な運用により、不足の解消に取り組みます。



### ④牧園中学校区

年度	認定区分		①量の見込み 必要利用 定員総数	②確保の内容					合計	②-①
				認定 こども園	幼稚園 新制度 移行	保育所	地域型 保育事業	幼稚園 新制度に 移行しない		
令和 2年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	8人	35人	20人	/	/	0人	55人	47人
		2号認定 (保育)	69人	45人	/	156人	/	201人	132人	
	1-2 歳児	3号認定 (保育)	34人	18人	/	46人	0人	64人	30人	
		0 歳児	10人	3人	/	18人	0人	21人	11人	
令和 3年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	8人	35人	20人	/	/	0人	55人	47人
		2号認定 (保育)	69人	45人	/	156人	/	201人	132人	
	1-2 歳児	3号認定 (保育)	35人	18人	/	46人	0人	64人	29人	
		0 歳児	10人	3人	/	18人	0人	21人	11人	
令和 4年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	7人	35人	20人	/	/	0人	55人	48人
		2号認定 (保育)	64人	45人	/	156人	/	201人	137人	
	1-2 歳児	3号認定 (保育)	35人	18人	/	46人	0人	64人	29人	
		0 歳児	10人	3人	/	18人	0人	21人	11人	
令和 5年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	7人	35人	20人	/	/	0人	55人	48人
		2号認定 (保育)	57人	45人	/	156人	/	201人	144人	
	1-2 歳児	3号認定 (保育)	35人	18人	/	46人	0人	64人	29人	
		0 歳児	10人	3人	/	18人	0人	21人	11人	
令和 6年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	7人	35人	20人	/	/	0人	55人	48人
		2号認定 (保育)	57人	45人	/	156人	/	201人	144人	
	1-2 歳児	3号認定 (保育)	35人	18人	/	46人	0人	64人	29人	
		0 歳児	10人	3人	/	18人	0人	21人	11人	

#### 【確保の内容】

- ① 現状において、提供区域内の教育・保育ニーズは確保されています。不足が生じた場合は、保育所定員の弾力的運用により、不足の解消に取り組みます。

教育・保育提供区域図





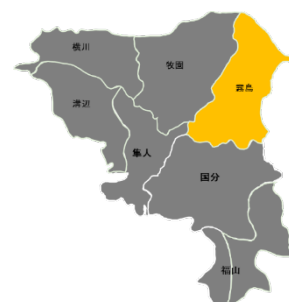
## ⑤霧島中学校区

年度	認定区分		①量の見込み 必要利用 定員総数	②確保の内容					合計	②-①
				認定 こども園	幼稚園 新制度 移行	保育所	地域型 保育事業	幼稚園 新制度に 移行しない		
令和 2年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	19人	25人	20人			0人	45人	26人
		2号認定 (保育)	43人	58人			0人		58人	15人
	1-2 歳児	3号認定 (保育)	26人	43人			0人	0人	43人	17人
		0 歳児	8人	14人			0人	0人	14人	6人
令和 3年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	16人	25人	20人			0人	45人	29人
		2号認定 (保育)	37人	58人			0人		58人	21人
	1-2 歳児	3号認定 (保育)	30人	43人			0人	0人	43人	13人
		0 歳児	7人	14人			0人	0人	14人	7人
令和 4年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	17人	25人	20人			0人	45人	28人
		2号認定 (保育)	39人	58人			0人		58人	19人
	1-2 歳児	3号認定 (保育)	28人	43人			0人	0人	43人	15人
		0 歳児	7人	14人			0人	0人	14人	7人
令和 5年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	16人	25人	20人			0人	45人	29人
		2号認定 (保育)	36人	58人			0人		58人	22人
	1-2 歳児	3号認定 (保育)	28人	43人			0人	0人	43人	15人
		0 歳児	7人	14人			0人	0人	14人	7人
令和 6年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	17人	25人	20人			0人	45人	28人
		2号認定 (保育)	39人	58人			0人		58人	19人
	1-2 歳児	3号認定 (保育)	28人	43人			0人	0人	43人	15人
		0 歳児	7人	14人			0人	0人	14人	7人

### 【確保の内容】

- ① 現状において、提供区域内の教育・保育ニーズは確保されています。不足が生じた場合は、保育所定員の弾力的運用により、不足の解消に取り組みます。

教育・保育提供区域図



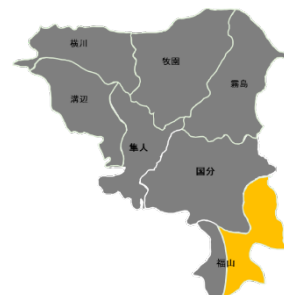
## ⑥牧之原中学校区

年度	認定区分		①量の見込み 〔必要利用 定員総数〕	②確保の内容					合計	②-①
				認定 こども園	幼稚園 新制度 移行	保育所	地域型 保育事業	幼稚園 新制度に 移行しない		
令和 2年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	10人	15人	30人			0人	45人	35人
		2号認定 (保育)	39人	60人		0人		60人	21人	
	0 歳児	1-2 歳児	21人	30人		0人	0人	30人	9人	
		3号認定 (保育)	5人	15人		0人	0人	15人	10人	
令和 3年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	10人	15人	30人			0人	45人	35人
		2号認定 (保育)	41人	60人		0人		60人	19人	
	0 歳児	1-2 歳児	16人	30人		0人	0人	30人	14人	
		3号認定 (保育)	5人	15人		0人	0人	15人	10人	
令和 4年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	9人	15人	30人			0人	45人	36人
		2号認定 (保育)	37人	60人		0人		60人	23人	
	0 歳児	1-2 歳児	19人	30人		0人	0人	30人	11人	
		3号認定 (保育)	5人	15人		0人	0人	15人	10人	
令和 5年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	8人	15人	30人			0人	45人	37人
		2号認定 (保育)	30人	60人		0人		60人	30人	
	0 歳児	1-2 歳児	19人	30人		0人	0人	30人	11人	
		3号認定 (保育)	5人	15人		0人	0人	15人	10人	
令和 6年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	7人	15人	30人			0人	45人	38人
		2号認定 (保育)	26人	60人		0人		60人	34人	
	0 歳児	1-2 歳児	19人	30人		0人	0人	30人	11人	
		3号認定 (保育)	5人	15人		0人	0人	15人	10人	

### 【確保の内容】

① 現状において、提供区域内の教育・保育ニーズは確保されています。不足が生じた場合は、保育所定員の弾力的運用により、不足の解消に取り組みます。

教育・保育提供区域図



(参考) 市全域の幼児期の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保の内容

年度	認定区分		①量の見込み 必要利用 定員総数	②確保の内容					合計	②-①	
				認定 こども園	幼稚園 新制度 移行	保育所	地域型 保育事業	幼稚園 新制度に 移行しない			企業主導型 保育事業
令和 2年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,319人	849人	621人			115人	1,585人	266人	
		2号認定 (教育ニース)	200人		185人			50人	235人	35人	
		2号認定 (保育ニース)	1,878人	1,405人		688人			13人	2,106人	228人
	1-2 歳児	3号認定 (保育)	1,431人	922人		271人	92人		29人	1,314人	-117人
	0 歳児		414人	279人		80人	51人		14人	424人	10人
令和 3年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,328人	873人	621人			115人	1,609人	281人	
		2号認定 (教育ニース)	202人		185人			50人	235人	33人	
		2号認定 (保育ニース)	1,888人	1,431人		689人			13人	2,133人	245人
	1-2 歳児	3号認定 (保育)	1,348人	947人		278人	139人		29人	1,393人	45人
	0 歳児		407人	287人		83人	72人		14人	456人	49人
令和 4年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,286人	873人	621人			115人	1,609人	323人	
		2号認定 (教育ニース)	196人		185人			50人	235人	39人	
		2号認定 (保育ニース)	1,825人	1,431人		681人			13人	2,125人	300人
	1-2 歳児	3号認定 (保育)	1,329人	947人		277人	152人		29人	1,405人	76人
	0 歳児		401人	287人		82人	78人		14人	461人	60人
令和 5年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,275人	878人	621人			115人	1,614人	339人	
		2号認定 (教育ニース)	194人		185人			50人	235人	41人	
		2号認定 (保育ニース)	1,794人	1,438人		681人			13人	2,132人	338人
	1-2 歳児	3号認定 (保育)	1,309人	949人		277人	152人		29人	1,407人	98人
	0 歳児		394人	288人		82人	78人		14人	462人	68人
令和 6年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,217人	878人	621人			115人	1,614人	397人	
		2号認定 (教育ニース)	184人		185人			50人	235人	51人	
		2号認定 (保育ニース)	1,723人	1,438人		700人			13人	2,151人	428人
	1-2 歳児	3号認定 (保育)	1,290人	949人		281人	152人		29人	1,411人	121人
	0 歳児		389人	288人		84人	78人		14人	464人	75人

(5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

①利用者支援事業【提供区域：旧7市町単位】

お子さんとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設、地域の子育て支援事業などの情報提供や子育てについての相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業。

■母子保健型

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (実施施設数)		1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
②確保の内容 (実施施設数)		1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
（ 内 訳 ）	国分・ 隼人地区	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	溝辺地区	〇 箇所	〇 箇所	〇 箇所	〇 箇所	〇 箇所
	横川地区	〇 箇所	〇 箇所	〇 箇所	〇 箇所	〇 箇所
	牧園地区	〇 箇所	〇 箇所	〇 箇所	〇 箇所	〇 箇所
	霧島地区	〇 箇所	〇 箇所	〇 箇所	〇 箇所	〇 箇所
	福山地区	〇 箇所	〇 箇所	〇 箇所	〇 箇所	〇 箇所

②地域子育て支援拠点事業【提供区域：旧7市町単位】

お子さん（主に乳幼児）とその保護者がお互いに交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、親子遊びの催しなどの子育て支援を目的とした事業。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (延べ利用者数)	57,437人	56,160人	54,124人	52,903人	52,173人
②確保の内容 (延べ利用者数)	57,437人 10か所	56,160人 11か所	54,124人 11か所	52,903人 11か所	52,173人 11か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

③妊婦健診【提供区域：市内全域】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (実受診者数)	1,018人	1,001人	986人	971人	957人
(延べ受診者数)	14,252人	14,014人	13,804人	13,594人	13,398人
※参考 (妊娠届出数)	1,018人	1,001人	986人	971人	957人
②確保の内容 (実受診者数)	1,018人	1,001人	986人	971人	957人
(延べ受診者数)	14,252人	14,014人	13,804人	13,594人	13,398人
(実施体制)	健診回数：14 実施機関：鹿児島県内医療機関 実施体制：医療機関委託 実施時期：妊娠期間				
②-① (実受診者数)	0人	0人	0人	0人	0人
(延べ受診者数)	0人	0人	0人	0人	0人

④乳児家庭全戸訪問事業【提供区域：市内全域】

生後4か月までのお子さんのいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用者数)	1,018人	1,001人	986人	971人	957人
②確保の内容 (延べ利用者数)	1,018人	1,001人	986人	971人	957人
(実施体制)	実施機関：霧島市 実施体制：霧島市母子保健推進員により対応				
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑤養育支援訪問事業【提供区域：市内全域】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (延べ利用者数)	300人	300人	300人	300人	300人
②確保の内容 (延べ利用者数)	300人	300人	300人	300人	300人
(実施体制)	実施機関：霧島市 実施体制：霧島市関係課職員により対応				
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑥子育て短期支援事業【提供区域：市内全域】

保護者の病気などの理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となったお子さんを対象に、児童養護施設などで必要な保護を行う事業。

■ショートステイ

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (延べ利用者数)	305人	305人	305人	305人	305人
②確保の内容 (延べ利用者数)	305人 4か所	305人 4か所	305人 4か所	305人 4か所	305人 4か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑦ファミリー・サポート・センター事業【提供区域：市内全域】

子育て中の保護者で、お子さんの預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (延べ利用者数)	200人	205人	210人	215人	220人
②確保の内容 (延べ利用者数)	200人 1か所	205人 1か所	210人 1か所	215人 1か所	220人 1か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園）【提供区域：教育・保育と同じ】

冠婚葬祭、病気、育児中のリフレッシュなどの保護者の事情で、一時的に家庭で保育できない場合に、保育所、地域子育て支援拠点などにおいて、お子さんを預かる事業。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み 1号認定（延べ利用者数）		12,948人	12,979人	12,789人	12,759人	12,532人
①量の見込み 2号認定（延べ利用者数）		116,523人	116,810人	115,093人	114,829人	112,780人
国分・隼人地区全域 及び福山小学校区	1号	12,097人	12,159人	11,969人	11,939人	11,712人
	2号	108,867人	109,386人	107,669人	107,405人	105,356人
溝辺地区全域 （溝辺・陵南中学校区）	1号	468人	467人	467人	467人	467人
	2号	4,211人	4,204人	4,204人	4,204人	4,204人
横川中学校区	1号	51人	50人	50人	50人	50人
	2号	459人	454人	454人	454人	454人
牧園中学校区	1号	68人	67人	67人	67人	67人
	2号	612人	605人	605人	605人	605人
霧島中学校区	1号	179人	156人	156人	156人	156人
	2号	1,608人	1,401人	1,401人	1,401人	1,401人
牧之原中学校区	1号	85人	80人	80人	80人	80人
	2号	766人	760人	760人	760人	760人
②確保の内容 （延べ利用者数）		129,471人 32か所	129,789人 33か所	127,882人 33か所	127,588人 33か所	125,312人 33か所
国分・隼人地区全域 及び福山小学校区		120,964人 26か所	121,545人 27か所	119,638人 27か所	119,344人 27か所	117,068人 27か所
溝辺地区全域 （溝辺・陵南中学校区）		4,934人 1か所	4,923人 1か所	4,923人 1か所	4,923人 1か所	4,923人 1か所
横川中学校区 ※		0人 0か所	0人 0か所	0人 0か所	0人 0か所	0人 0か所
牧園中学校区		936人 1か所	924人 1か所	924人 1か所	924人 1か所	924人 1か所
霧島中学校区		1,786人 3か所	1,557人 3か所	1,557人 3か所	1,557人 3か所	1,557人 3か所
牧之原中学校区		851人 1か所	840人 1か所	840人 1か所	840人 1か所	840人 1か所
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

※提供区域内に一時預かり事業（幼稚園）を実施している教育施設はありませんが、提供区域外の教育施設への利用実態があることから、提供区域外の教育施設において、提供体制を確保します。



⑧-2 一時預かり事業（保育）【提供区域：教育・保育と同じ】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (延べ利用者数)	22,070人	20,654人	19,840人	19,053人	18,294人
国分・隼人地区全域 及び福山小学校区	20,282人	18,850人	18,082人	17,343人	16,625人
溝辺地区全域 (溝辺・陵南中学校区)	851人	864人	834人	804人	772人
横川中学校区	166人	156人	146人	141人	139人
牧園中学校区	294人	298人	297人	295人	292人
霧島中学校区	364人	391人	375人	365人	362人
牧之原中学校区	113人	95人	106人	105人	104人
②確保の内容 (延べ利用者数)	22,070人 21か所	20,654人 21か所	19,840人 21か所	19,053人 21か所	18,294人 21か所
国分・隼人地区全域 及び福山小学校区	22,282人 15か所	18,850人 15か所	18,082人 15か所	17,343人 15か所	16,625人 15か所
溝辺地区全域 (溝辺・陵南中学校区)	851人 1か所	864人 1か所	834人 1か所	804人 1か所	772人 1か所
横川中学校区	166人 1か所	156人 1か所	146人 1か所	141人 1か所	139人 1か所
牧園中学校区	294人 2か所	298人 2か所	297人 2か所	295人 2か所	292人 2か所
霧島中学校区	364人 1か所	391人 1か所	375人 1か所	365人 1か所	362人 1か所
牧之原中学校区	113人 1か所	95人 1か所	106人 1か所	105人 1か所	104人 1か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑨ 延長保育事業【提供区域：教育・保育と同じ】

通常の保育時間の前後に、保育所などにおいて、保育を行う事業。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (利用者数)	2,465人	2,396人	2,349人	2,308人	2,243人
国分・隼人地区全域 及び福山小学校区	2,084人	2,024人	1,988人	1,965人	1,903人
溝辺地区全域 (溝辺・陵南中学校区)	174人	175人	172人	170人	169人
横川中学校区	47人	47人	40人	39人	39人
牧園中学校区	71人	72人	69人	63人	63人
霧島中学校区	46人	38人	40人	37人	39人
牧之原中学校区	43人	40人	40人	34人	30人
②確保の内容 (利用者数)	2,465人 42か所	2,396人 43か所	2,349人 43か所	2,308人 43か所	2,243人 43か所
国分・隼人地区全域 及び福山小学校区	2,084人 30か所	2,024人 31か所	1,988人 31か所	1,965人 31か所	1,903人 31か所
溝辺地区全域 (溝辺・陵南中学校区)	174人 6か所	175人 6か所	172人 6か所	170人 6か所	169人 6か所
横川中学校区	47人 1か所	47人 1か所	40人 1か所	39人 1か所	39人 1か所
牧園中学校区	71人 2か所	72人 2か所	69人 2か所	63人 2か所	63人 2か所
霧島中学校区	46人 2か所	38人 2か所	40人 2か所	37人 2か所	39人 2か所
牧之原中学校区	43人 1か所	40人 1か所	40人 1か所	34人 1か所	30人 1か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑩病児保育事業【提供区域：市内全域】

病気や病気の回復期にあるお子さんを対象に、保育所などでの集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない場合に、病院、保育所などにおいて、一時的に保育を行う事業。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (延べ利用者数)	926人	915人	895人	879人	864人
②確保の内容 (延べ利用者数)	926人 7か所	915人 7か所	895人 7か所	879人 7か所	864人 7か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑪放課後児童クラブ【提供区域：小学校区】

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生のお子さんを対象に、授業の終了後などに遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業。

学校区	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	①量の見込み (利用者数)	②確保の内容 (利用者数・ 支援単位数)	①量の見込み (利用者数)	②確保の内容 (利用者数・ 支援単位数)	①量の見込み (利用者数)	②確保の内容 (利用者数・ 支援単位数)	①量の見込み (利用者数)	②確保の内容 (利用者数・ 支援単位数)	①量の見込み (利用者数)	②確保の内容 (利用者数・ 支援単位数)
国分北小学校 合計	134人		136人		144人		150人		156人	
うち 1年生	42人	134人	40人	136人	43人	144人	40人	150人	40人	156人
2年生	40人		37人		37人		38人		36人	
3年生	28人		33人		32人		33人		33人	
4年生	13人		15人		20人		23人		26人	
5年生	8人		8人		9人		12人		15人	
6年生	3人		3人		3人		4人		6人	
青葉小学校 合計	110人		104人		96人		102人		101人	
うち 1年生	28人	110人	24人	104人	23人	96人	28人	102人	26人	101人
2年生	28人		26人		22人		21人		25人	
3年生	27人		24人		21人		20人		19人	
4年生	19人		20人		20人		17人		15人	
5年生	5人		9人		8人		14人		11人	
6年生	3人		1人		2人		2人		5人	
木原小学校 合計	5人		4人		3人		3人		4人	
うち 1年生	2人	5人	0人	4人	1人	3人	1人	3人	0人	4人
2年生	0人		2人		0人		1人		1人	
3年生	2人		0人		2人		0人		1人	
4年生	1人		0人		0人		0人		0人	
5年生	0人		0人		0人		0人		2人	
6年生	0人		0人		0人		0人		0人	
川原小学校 合計	3人		2人		1人		1人		1人	
うち 1年生	0人	3人	0人	2人	0人	1人	0人	1人	1人	1人
2年生	1人		0人		0人		0人		0人	
3年生	1人		1人		0人		0人		0人	
4年生	0人		1人		1人		0人		0人	
5年生	1人		0人		0人		1人		0人	
6年生	0人		0人		0人		0人		0人	
国分小学校 合計	275人		287人		301人		301人		321人	
うち 1年生	70人	275人	80人	287人	80人	301人	79人	301人	85人	321人
2年生	66人		68人		78人		77人		77人	
3年生	61人		63人		65人		75人		73人	
4年生	46人		45人		42人		40人		56人	
5年生	22人		22人		29人		19人		21人	
6年生	10人		9人		7人		11人		9人	
向花小学校 合計	90人		95人		95人		97人		104人	
うち 1年生	24人	90人	29人	95人	22人	95人	29人	97人	30人	104人
2年生	21人		23人		28人		21人		28人	
3年生	19人		19人		22人		27人		20人	
4年生	14人		13人		16人		12人		18人	
5年生	10人		8人		5人		7人		6人	
6年生	2人		3人		2人		1人		2人	
上小川小学校 合計	84人		80人		73人		71人		68人	
うち 1年生	19人	84人	20人	80人	15人	73人	22人	71人	20人	68人
2年生	20人		18人		19人		14人		21人	
3年生	15人		19人		17人		18人		13人	
4年生	10人		10人		13人		8人		8人	
5年生	13人		6人		6人		6人		4人	
6年生	7人		7人		3人		3人		2人	
国分西小学校 合計	187人		214人		226人		223人		233人	
うち 1年生	58人	187人	53人	214人	55人	226人	48人	223人	55人	233人
2年生	52人		57人		52人		54人		47人	
3年生	34人		51人		55人		51人		53人	
4年生	27人		27人		36人		36人		37人	
5年生	11人		21人		21人		28人		27人	
6年生	5人		5人		7人		6人		14人	
国分南小学校 合計	135人		147人		151人		160人		167人	
うち 1年生	42人	135人	44人	147人	34人	151人	40人	160人	43人	167人
2年生	39人		41人		43人		33人		39人	
3年生	30人		37人		40人		42人		33人	
4年生	13人		19人		24人		29人		35人	
5年生	8人		4人		8人		13人		12人	
6年生	3人		2人		2人		3人		5人	
平山小学校 合計	4人		4人		2人		1人		1人	
うち 1年生	1人	4人	0人	4人	0人	2人	0人	1人	0人	1人
2年生	2人		1人		0人		0人		0人	
3年生	1人		2人		1人		0人		0人	
4年生	0人		1人		1人		1人		0人	
5年生	0人		0人		0人		0人		1人	
6年生	0人		0人		0人		0人		0人	
塚脇小学校 合計	4人		4人		4人		2人		2人	
うち 1年生	1人	4人	1人	4人	1人	4人	0人	2人	0人	2人
2年生	2人		1人		1人		1人		0人	
3年生	1人		2人		1人		1人		1人	
4年生	0人		0人		1人		0人		1人	
5年生	0人		0人		0人		0人		0人	
6年生	0人		0人		0人		0人		0人	
天降川小学校 合計	241人		280人		296人		309人		318人	
うち 1年生	71人	241人	75人	280人	85人	296人	80人	309人	83人	318人
2年生	74人		70人		74人		83人		78人	
3年生	53人		73人		69人		73人		81人	
4年生	28人		40人		45人		45人		47人	
5年生	13人		17人		18人		22人		22人	
6年生	2人		5人		5人		6人		7人	

学校区	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	①量の見込み (利用者数)	②確保の内容 (利用者数・ 支援単位数)	①量の見込み (利用者数)	②確保の内容 (利用者数・ 支援単位数)	①量の見込み (利用者数)	②確保の内容 (利用者数・ 支援単位数)	①量の見込み (利用者数)	②確保の内容 (利用者数・ 支援単位数)	①量の見込み (利用者数)	②確保の内容 (利用者数・ 支援単位数)
満辺小学校 合計	46人		45人		50人		46人		47人	
うち 1年生	14人	46人	13人	45人	18人	50人	6人	46人	12人	47人
2年生	16人		12人		12人		17人		6人	
3年生	7人		14人		11人		11人		7人	
4年生	6人		3人		7人		7人		7人	
5年生	2人		2人		1人		4人		4人	
6年生	1人		1人		1人		1人		1人	
隈南小学校 合計	127人		129人		123人		123人		112人	
うち 1年生	31人	127人	30人	129人	27人	123人	31人	123人	24人	112人
2年生	33人		31人		30人		27人		31人	
3年生	29人		32人		30人		29人		26人	
4年生	18人		21人		21人		21人		18人	
5年生	11人		11人		11人		11人		10人	
6年生	5人		4人		4人		4人		3人	
竹子小学校 合計	15人		15人		14人		18人		18人	
うち 1年生	2人	15人	4人	15人	1人	14人	7人	18人	3人	18人
2年生	2人		2人		4人		1人		7人	
3年生	2人		2人		2人		4人		1人	
4年生	4人		3人		2人		2人		4人	
5年生	2人		3人		3人		2人		2人	
6年生	1人		1人		2人		2人		1人	
横川小学校 合計	35人		33人		32人		30人		28人	
うち 1年生	8人	35人	5人	33人	7人	32人	6人	30人	6人	28人
2年生	10人		8人		5人		7人		6人	
3年生	11人		10人		8人		5人		7人	
4年生	3人		7人		7人		6人		4人	
5年生	3人		2人		4人		4人		3人	
6年生	0人		1人		1人		2人		2人	
安良小学校 合計	7人		7人		7人		9人		9人	
うち 1年生	4人	7人	2人	7人	2人	7人	3人	9人	1人	9人
2年生	2人		4人		2人		2人		3人	
3年生	0人		1人		3人		2人		2人	
4年生	1人		0人		0人		2人		2人	
5年生	0人		0人		0人		0人		1人	
6年生	0人		0人		0人		0人		0人	
佐々木小学校 合計	10人		7人		7人		4人		7人	
うち 1年生	2人	10人	1人	7人	1人	7人	0人	4人	3人	7人
2年生	1人		2人		1人		1人		0人	
3年生	0人		1人		2人		1人		1人	
4年生	3人		0人		1人		1人		1人	
5年生	1人		2人		0人		1人		1人	
6年生	3人		1人		2人		0人		1人	
牧園小学校 合計	21人		18人		15人		14人		14人	
うち 1年生	5人	21人	3人	18人	1人	15人	5人	14人	3人	14人
2年生	5人		5人		3人		1人		5人	
3年生	2人		5人		5人		3人		1人	
4年生	5人		2人		4人		3人		2人	
5年生	2人		2人		1人		2人		2人	
6年生	2人		1人		1人		0人		1人	
三体小学校 合計	7人		6人		6人		5人		4人	
うち 1年生	1人	7人	1人	6人	1人	6人	1人	5人	1人	4人
2年生	1人		1人		1人		1人		1人	
3年生	3人		1人		1人		1人		1人	
4年生	2人		2人		1人		1人		1人	
5年生	0人		1人		1人		1人		0人	
6年生	0人		0人		1人		0人		0人	
万膳小学校 合計	3人		4人		4人		5人		7人	
うち 1年生	1人	3人	2人	4人	1人	4人	2人	5人	2人	7人
2年生	2人		1人		2人		1人		2人	
3年生	0人		1人		1人		2人		1人	
4年生	0人		0人		0人		0人		0人	
5年生	0人		0人		0人		0人		0人	
6年生	0人		0人		0人		0人		0人	
高千穂小学校 合計	26人		26人		27人		29人		30人	
うち 1年生	6人	26人	4人	26人	9人	27人	8人	29人	5人	30人
2年生	8人		6人		4人		9人		8人	
3年生	2人		8人		6人		4人		9人	
4年生	6人		2人		6人		4人		4人	
5年生	2人		5人		1人		3人		3人	
6年生	2人		1人		1人		1人		1人	
中津川小学校 合計	22人		17人		15人		12人		9人	
うち 1年生	2人	22人	2人	17人	1人	15人	1人	12人	1人	9人
2年生	3人		2人		2人		1人		1人	
3年生	3人		3人		2人		2人		1人	
4年生	4人		3人		3人		2人		2人	
5年生	3人		4人		3人		3人		2人	
6年生	7人		3人		4人		3人		2人	
持松小学校 合計	3人		3人		3人		4人		4人	
うち 1年生	1人	3人	0人	3人	1人	3人	1人	4人	1人	4人
2年生	1人		1人		0人		1人		1人	
3年生	1人		1人		1人		0人		1人	
4年生	0人		1人		1人		1人		0人	
5年生	0人		0人		0人		1人		1人	
6年生	0人		0人		0人		0人		0人	

学校区	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	①量の見込み (利用者数)	②確保の内容 (利用者数・ 支援単位数)	①量の見込み (利用者数)	②確保の内容 (利用者数・ 支援単位数)	①量の見込み (利用者数)	②確保の内容 (利用者数・ 支援単位数)	①量の見込み (利用者数)	②確保の内容 (利用者数・ 支援単位数)	①量の見込み (利用者数)	②確保の内容 (利用者数・ 支援単位数)
大田小学校 合計	39人		35人		31人		28人		25人	
うち 1年生	12人	39人	8人	35人	4人	31人	7人	28人	5人	25人
2年生	10人		12人		8人		4人		7人	
3年生	9人		9人		12人		8人		7人	
4年生	4人		4人		4人		6人		4人	
5年生	2人		1人		2人		2人		3人	
6年生	2人		1人		1人		1人		1人	
霧島小学校 合計	26人		29人		26人		25人		21人	
うち 1年生	8人	26人	9人	29人	3人	26人	6人	25人	3人	21人
2年生	5人		8人		9人		3人		6人	
3年生	8人		5人		8人		9人		3人	
4年生	3人		5人		3人		4人		6人	
5年生	1人		1人		2人		2人		2人	
6年生	1人		1人		1人		1人		1人	
永水小学校 合計	8人		8人		9人		7人		8人	
うち 1年生	3人	8人	2人	8人	2人	9人	1人	7人	2人	8人
2年生	1人		3人		2人		2人		1人	
3年生	2人		1人		3人		2人		2人	
4年生	2人		2人		1人		2人		2人	
5年生	0人		0人		1人		0人		1人	
6年生	0人		0人		0人		0人		0人	
富隈小学校 合計	207人		223人		247人		262人		283人	
うち 1年生	66人	207人	68人	223人	74人	247人	72人	262人	83人	283人
2年生	60人		63人		67人		71人		70人	
3年生	54人		54人		61人		63人		68人	
4年生	18人		27人		27人		34人		36人	
5年生	7人		9人		15人		17人		20人	
6年生	2人		2人		3人		5人		6人	
宮内小学校 合計	137人		165人		199人		201人		214人	
うち 1年生	42人	137人	49人	165人	56人	199人	46人	201人	60人	214人
2年生	45人		41人		48人		54人		44人	
3年生	32人		44人		40人		46人		52人	
4年生	14人		21人		35人		32人		34人	
5年生	3人		8人		16人		18人		20人	
6年生	1人		2人		4人		5人		4人	
小野小学校 合計	62人		62人		68人		67人		74人	
うち 1年生	17人	62人	21人	62人	19人	68人	18人	67人	24人	74人
2年生	21人		15人		21人		18人		18人	
3年生	14人		19人		15人		19人		18人	
4年生	5人		4人		9人		7人		9人	
5年生	4人		2人		3人		4人		3人	
6年生	1人		1人		1人		1人		2人	
小浜小学校 合計	6人		6人		7人		7人		7人	
うち 1年生	1人	6人	1人	6人	2人	7人	2人	7人	1人	7人
2年生	2人		1人		1人		2人		2人	
3年生	1人		2人		1人		1人		2人	
4年生	1人		1人		2人		1人		2人	
5年生	1人		1人		1人		1人		1人	
6年生	0人		0人		0人		0人		0人	
日当山小学校 合計	215人		223人		233人		234人		242人	
うち 1年生	67人	215人	59人	223人	63人	233人	56人	234人	61人	242人
2年生	61人		67人		58人		63人		56人	
3年生	45人		61人		65人		58人		63人	
4年生	23人		23人		33人		35人		35人	
5年生	12人		9人		11人		17人		19人	
6年生	7人		4人		3人		5人		8人	
中福良小学校 合計	6人		5人		2人		1人		1人	
うち 1年生	0人	6人	0人	5人	0人	2人	0人	1人	0人	1人
2年生	2人		0人		0人		0人		0人	
3年生	0人		2人		0人		0人		0人	
4年生	1人		0人		2人		0人		0人	
5年生	2人		1人		0人		1人		0人	
6年生	1人		2人		0人		0人		1人	
福山小学校 合計	8人		5人		4人		4人		3人	
うち 1年生	2人	8人	0人	5人	0人	4人	2人	4人	0人	3人
2年生	2人		2人		0人		0人		2人	
3年生	2人		2人		2人		0人		0人	
4年生	0人		0人		2人		2人		0人	
5年生	1人		1人		0人		0人		1人	
6年生	1人		0人		0人		0人		0人	
牧之原小学校 合計	55人		51人		43人		44人		42人	
うち 1年生	12人	55人	10人	51人	7人	43人	12人	44人	12人	42人
2年生	9人		12人		10人		7人		12人	
3年生	23人		9人		12人		10人		7人	
4年生	4人		15人		5人		9人		6人	
5年生	5人		3人		8人		3人		4人	
6年生	2人		2人		1人		3人		1人	
計	2,363人	2,363人 74単位	2,479人	2,479人 76単位	2,564人	2,564人 80単位	2,599人	2,599人 81単位	2,685人	2,685人 83単位

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【提供区域：市内全域】

私立幼稚園（新制度未移行）において、実費徴収が行われている費用（食事の提供に要する費用）について、低所得者等を対象に費用の一部を助成する事業。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み （対象者数）	18人	18人	18人	18人	18人
②確保の内容 （実施者数）	18人 1か所	18人 1か所	18人 1か所	18人 1か所	18人 1か所
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い創設された子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な給付を行うとともに、保護者の利便性や施設の事務負担等を考慮し、施設・事業種別に応じて、次の通り給付を行うこととします。

施設・事業種別	給付方法	給付回数
施設等利用給付を受ける幼稚園の教育時間の利用	法定代理受領 （保護者が支払う利用料分を市が施設に対して給付）	毎月
施設等利用給付を受ける認定こども園、幼稚園の預かり保育の利用		
上記以外 （認可外保育施設、一時預かり事業等の利用）	償還払い （保護者が施設に支払った利用料分を、市が保護者に対して給付）	年6回

### 3. 新・放課後子ども総合プランに基づく取組

(1) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施か所数	0か所	1か所	2か所	3か所

(2) 放課後子供教室の令和5年度までの実施計画

放課後子供教室については、子どもたちの安全・安心な居場所となることはもとより、学習やスポーツ・文化活動など、多様な体験、活動を通じて、子どもたちが伸びやかに成長することができるよう、教育委員会と保健福祉部（以下「担当部署」）が連携し、実施に向けた取組に努めます。

令和2年度までには、担当部署で構成される運営委員会を設立し、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、令和3年度以降は放課後子供教室が実施可能な学校を選定し、事業を拡充していくこととします。

(3) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を図り、実施内容等の調整を行いながら、子どもたちのニーズに沿った一体的な運営を推進します。実施に当たっては、放課後児童クラブと放課後子供教室の担当部署が定期的に協議を行うほか、放課後児童支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携することにより、子どもたちが円滑に参加できるよう努めます。また、それぞれの管理体制の充実・強化に努め、安全確保の徹底を図ります。

(4) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策

学校教育に支障が生じることのないよう、今後の学級数の推移の把握に努めながら、各校の実情について関係者間の協議を十分にいき、余裕教室等の活用促進を図ります。

(5) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

担当部署を中心に情報の共有化等に努めるとともに、市の関係各課、関係機関等との連携により、一体的、総合的な放課後児童対策を推進します。

(6) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子供教室では、配慮が必要な児童の利用が一定程度あります。今後においても児童の安全・安心を第一に、配慮が必要な児童への支援方法などに関する研修や受け入れに必要な加配等に関する補助体制を充実していきます。

(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

放課後児童クラブの開所時間の延長について、その成果や地域のニーズ等を踏まえ、さらなる拡充に向けた検討を進めます。

(8) 各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割<sup>\*7</sup>をさらに向上させていくための方策

「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年4月、厚生労働省）等を基本に、こどもの発達段階に応じた育成と環境づくりをすすめていきます。支援員については、適切な遊び、生活の援助ができる指導力を養い、きめ細やかな配慮と適切な判断ができるよう、研修や連絡協議会等を通じて支援の質の向上を目指します。



(9) 放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページ等による周知を推進するとともに、放課後子供教室との連携を通じて、地域との連携を図り、地域組織や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

## 4. 放課後児童クラブ施設整備の取組

放課後児童クラブの施設整備については、平成19年度に策定された「霧島市放課後児童クラブ施設整備実施計画」に基づき年次的に整備してきたところであり、令和2年度の実施計画分をもって本計画は終了する予定です。今後は、以下の基本的な考え方により施設整備を推進していきます。

### (1) 施設整備に関する基本的な考え方

本計画の第4章の2. 本計画における数値目標（量の見込みと確保方策）を前提として、提供体制が不足する学校区を重点的に施設整備を推進していきます。

なお、学校区の児童数の推移については、本計画とは別に長期的な視点で見た場合、新興住宅の拡充等に伴う児童数の一時的な増加やその住民世帯の年齢推移による児童数の自然減など、様々な要因による増減への将来的な見通しが必要であり、施設整備についても整備後のランニングコスト等、長期的な視点での効果的かつ効率的な整備内容が求められます。

また、霧島市公共施設管理計画などで求められている公共建築物の機能移転等に係る可能性の検討等を踏まえて、整備していく必要があります。

そのため、以下のような考え方を基本として、施設整備を推進していきます。

①新・放課後子ども総合プランの趣旨に基づき、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を第一に促進するものとします。

②余裕教室等がない場合又は活用が困難な場合は、学校近隣において代替可能な市公共施設を活用します。


※上記以外にも、学校近隣で放課後児童クラブとして適切な民間施設があり、適切な価格により賃借が可能であれば、クラブ運営事業者と協議の上、賃借による施設の確保も検討します。

### (2) 既存の公設施設の施設整備

既存の公設施設については、経年劣化による施設の老朽化が課題であり、定期的な補修・改修が必要になります。しかしながら、耐用年数を超えた長期経年施設については、補修等による施設維持が限界である場合もあり、その場合は上記(1)の基本的な考え方に基づいて施設整備を検討します。

---

※7 「新・放課後放課後子ども総合プラン」に掲げる目標・・・児童クラブ放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



## 第5章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

2. 計画の進行管理

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1. 推進体制

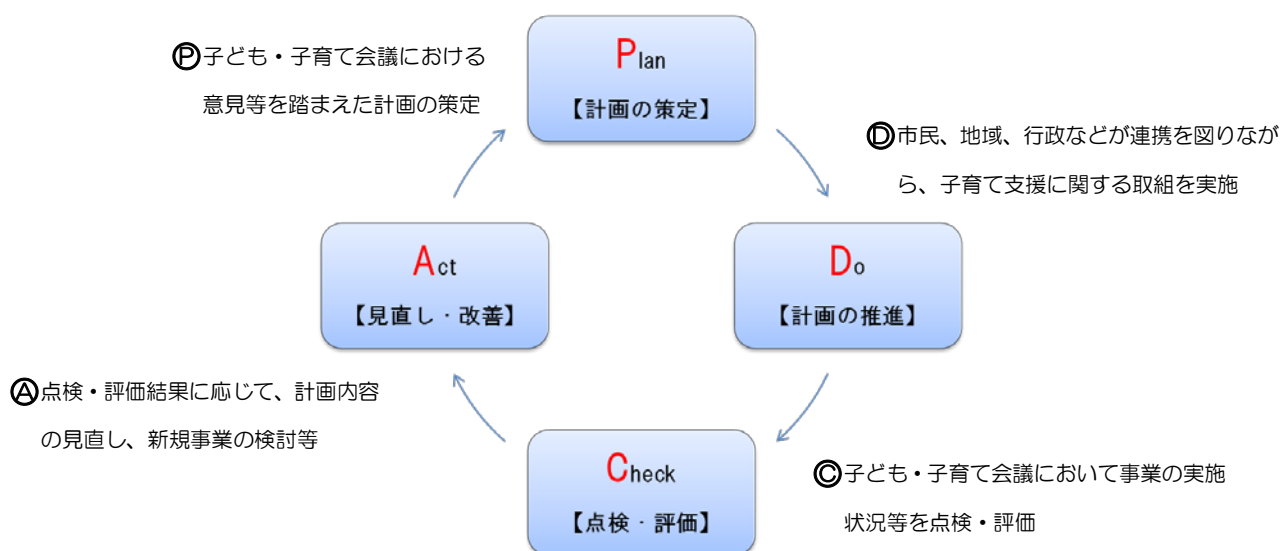
本計画の推進にあたっては、「安心して子どもを産み、子育てができる霧島市」を目指して、市民、地域、行政などが子育て支援の重要性を共有し、それぞれが連携を図りながら子育て支援に関する取組を行うことにより、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していきます。

### 2. 計画の進行管理

#### (1) 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に基づく事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても、点検・評価することが重要となります。このため、「霧島市子ども・子育て会議」において、本計画（Plan）の所期の目的を達成するために、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCA サイクル<sup>\*</sup>による適切な進行管理を行います。

#### ※ PDCA サイクルのイメージ



#### (2) 計画の見直し

子ども・子育て支援法の施行後、法第19条第1項の規定による認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、計画により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きくかい離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となります。

よって、必要に応じて計画の中間年である令和4年度を目途に本計画の見直しを行います。

なお、見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とします。



## 資料編

1. 霧島市子ども・子育て会議
2. 本計画策定経過

# 1. 霧島市子ども・子育て会議

## (1) 霧島市子ども・子育て会議条例

平成26年1月14日条例第8号

### 霧島市子ども・子育て会議条例

#### (設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項<sup>\*</sup>の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、霧島市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他市長が必要と認める事項について所掌する。

#### (組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (意見聴取等)

第7条 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

#### (その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(最初の子育て会議の招集)

2 会長が互選される前に招集する子育て会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。  
(霧島市保育所及び幼稚園の適正配置審議会条例の廃止)

3 霧島市保育所及び幼稚園の適正配置審議会条例(平成17年霧島市条例第28号)は、廃止する。

---

---

※子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)【抜粋】

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(2) 霧島市子ども・子育て会議委員名簿

(任期：平成30年4月26日～令和2年4月25日)

	区分	氏名 (敬称略)	推薦依頼団体等の名称
1	1号 委員	子ども・子育て支援に関し 学識経験を有する者	松崎 優 第一幼児教育短期大学
2	2号 委員	子ども・子育て支援の 関係団体に属する者	山口 義幸 霧島市保育協議会
3			鬼塚 俊郎 霧島市私立幼稚園協会
4			加倉 瑞子 始良地区医師会
5			田間 美沙緒 霧島市児童クラブ連絡会
6			谷口 昌枝 NPO法人 きりしま市民活動支援機構
7			基 信子 霧島市民生委員児童委員 協議会連合会
8			磯野 直子 霧島市障害者自立 支援協議会
9			川畑 憲光 始良保護区保護司会
10			中野 ヨシ子 鹿児島県助産師会
11			3号 委員
12	3・4号 委員	教育・保育関係者	外山 浩己 連合始良伊佐地域協議会
13	5号 委員	その他市長が 必要と認める者	平原 裕子 公募委員
14			二之宮 祥子 公募委員
15			鮫嶋 沙綾香 公募委員

## 2. 本計画策定経過

### (1) 霧島市子ども・子育て会議における審議等

【平成 30 年度】

開催回	年月日	主な議題（計画策定に係るもののみ抜粋）
第1回	平成30年 5月26日	○霧島市子ども・子育て会議における平成30年度の取組について ○教育・保育施設の整備及び定員見直しについて
第2回	平成30年 7月28日	○霧島市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について ○教育・保育施設の定員変更について
第3回	平成30年 11月24日	○第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画策定スケジュール及びニーズ調査の実施について ○教育・保育施設の新設及び定員変更について
第4回	平成31年 3月2日	○教育・保育施設の新設及び定員変更について

【平成 31（令和元）年度】

開催回	年月日	事項
1回	令和元年 7月20日	○教育・保育施設の新設・定員変更について ○第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画について ・ニーズ調査の結果について ・量の見込みと確保の方策について
2回	令和元年 10月19日	○教育・保育施設の新設・定員変更について ○第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画について ・本計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
3回	令和2年 1月25日	○第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画について ・パブリックコメントの結果について ・本計画（案）について

### (2) 本計画（素案）へのパブリックコメント実施

実施期間
令和元年11月29日～令和元年12月19日







鹿児島県霧島市

## 第2期霧島市子ども・子育て支援事業計画

---

令和2年3月

発行・編集 霧島市保健福祉部子育て支援課  
〒899-4394  
鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号  
TEL 0995-45-5111（代表）  
FAX 0995-64-0946  
H P <http://www.city-kirishima.jp>  
E-mail [jidou@city-kirishima.jp](mailto:jidou@city-kirishima.jp)

---